

道 志 村

第2次障害者計画

第6期障害福祉計画

第2期障害児福祉計画

【令和3年度～令和5年度】



令和3年3月



道 志 村

目次

第1章 計画の概要	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の性格・位置づけ	2
3 計画の期間	2
4 障害のある人に関連するこれまでの法律・改正等	3
第2章 障害のある人の状況	4
1 統計データからみた障害者の状況	4
(1) 人口構造	4
(2) 障害者手帳所持者の状況	5
(3) 身体障害者の状況	6
(4) 知的障害者の状況	7
(5) 精神障害者の状況	7
(6) 保育所における障害児の在籍状況	8
(7) 小学校における障害児の在籍状況	9
(8) 中学校における障害児の在籍状況	10
2 アンケート調査からみた障害のある人の現状	11
(1) 回答者の属性（年齢、同居者、主な支援者等）	12
(2) 現在の生活と今後の希望する生活、就労	15
(3) 相談相手、差別、災害時など	18
(4) 災害時について	20
3 現行計画の検証	22
(1) 成果目標の達成状況	22
(2) 第5期障害福祉計画 障害福祉サービスの活動指標（見込量）の検証	23
(3) 第1期障害児福祉計画 障害児福祉サービスの活動指標（見込量）の検証	28
第3章 計画の基本的な考え方	30
1 基本理念	30
2 基本目標	31
3 施策体系	35
第4章 基本的な視点と成果目標	36
1 障害者総合支援法及び児童福祉法によるサービスの概要	36
2 国の障害福祉計画・障害児福祉計画に即した計画の方針	36
3 基盤整備に関する基本的な視点	38
4 成果目標	39
(1) 福祉施設入所者の地域生活への移行	39

(2) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実	39
(3) 福祉施設から一般就労への移行等	40
(4) 障害児支援の提供体制の整備等	42
(5) 相談支援体制の充実・強化	42
(6) 障害福祉サービス等の質の向上を図るための取組に係る体制の構築	43
第5章 サービス等の見込量と見込量確保のための方策	44
I 指定障害福祉サービス	44
I 訪問系サービス	44
II 日中活動系サービス	46
III 居住系サービス	50
IV 相談支援	52
V 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	53
VI 相談支援体制の充実・強化のための取組	53
2 地域生活支援事業	53
I 地域生活支援事業の概要	54
II 必須事業	54
3 障害児支援【第2期障害児福祉計画】	59
第6章 計画の推進に向けて	63
1 計画の推進体制	63
2 計画の進捗状況の管理と評価	63
■ 資料編	64
1 道志村 障害者計画策定委員会設置要綱	64
2 道志村 障害者計画策定委員会 委員名簿	65
3 道志村 第2次障害者計画および第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画策定経緯	66



第1章 計画の概要

1 計画策定の趣旨

国においては、平成 26 年1月の「障害者権利条約」の批准を受け、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的事項や、国や地方公共団体等及び民間事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置などについて定めた「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が平成 28 年4月に施行されました。また、就労の分野においては、障害のある人に対する職場での差別の禁止及び支障を改善するための措置を定める「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律（障害者雇用促進法）」（法定雇用率の算定基礎に精神障害者追加の規定は平成 30 年4月）も併せて施行されました。さらに、平成 28 年8月には、発達障害の早期発見と発達支援や幼少期からの切れ目のない支援の実現を目的とするほか、発達障害者の自立及び社会参加のための生活全般にわたる支援を行うことで、障害の有無にかかわらず、人々が共生する社会の実現を目指す「発達障害者支援法の一部を改正する法律（発達障害者支援法）」が施行されました。

平成 28 年6月には、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律（障害者総合支援法及び児童福祉法）」が公布され、高齢の障害のある人による介護保険サービスの円滑な利用促進の見直しが行われるとともに、障害児支援のニーズにきめ細かく対応する支援を充実させるほか、サービスの質の確保・向上に向けた環境整備を行うことを目的として、障害のある人が望む地域生活が送れるよう、生活や就労に対する支援の充実を図ることになりました（平成 30 年4月施行）。

このように、障害のある人を取り巻く制度が大きく変わり続けている中、社会全体では少子高齢化が進み、障害のある人にも高齢化・重度化がみられることから、障害のある人のニーズも多様化・複雑化している傾向にあります。この多様化・複雑化するニーズに対応するためには、障害福祉サービスを提供する市町村の役割が重要なものとなることから、関係機関等との連携をより強化し、地域の実情に基づいた施策を展開していく必要があります。

本村においても、国や県の動向及び方針を踏まえて、障害のある人が住み慣れた地域でいきいきと自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、『道志村 第2次障害者計画・第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画（令和3年度～5年度）』を策定します。



2 計画の性格・位置づけ

「障害者計画」は、障害者基本法第11条第3項の規定による「市町村障害者計画」として、本村における障害者施策全般にかかる理念や基本的な方針、目標を設定します。

「障害福祉計画」は、障害者総合支援法第88条により策定が定められている「市町村障害福祉計画」であり、障害福祉サービスの提供体制の確保を目的に具体的な数値目標を設定します。

「障害児福祉計画」は、児童福祉法(第33条第20項)により策定が定められている「市町村障害児福祉計画」であり、障害児福祉サービスの提供体制の確保を目的に具体的な数値計画を設定します。

道志村では、「障害者計画」「障害福祉計画」「障害児福祉計画」を一体として策定します。

障害者計画

- 根拠法令 障害者基本法(第11条第3項)
- 位置づけ 障害者施策全般にかかる理念や基本的な方針、目標

障害福祉計画

- 根拠法令 障害者総合支援法(第88条)
- 位置づけ 障害福祉サービス等の確保に関する実施計画

障害児福祉計画

- 根拠法令 児童福祉法(第33条第20項)
- 位置づけ 障害児福祉サービス等の確保に関する実施計画

3 計画の期間

この計画の期間は、令和3年度から令和5年度の3年間とします。

ただし、法律や制度の改正などから、障害のある人を取り巻く環境に大きな変化が生じた場合は、適宜、計画の見直しを行います。

平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
第5期障害福祉計画 第1期障害児福祉計画					
		見直し年度	第2次障害者計画 第6期障害福祉計画 第2期障害児福祉計画		



4 障害のある人に関連するこれまでの法律・改正等

「障害者虐待防止法」の施行

平成 24 年 10 月施行。この法律は、障害のある人の尊厳を傷つけるさまざまな虐待から障害のある人を守り、養護者に対する必要な支援を行うことを目的としています。この法律により、全国の市町村や都道府県に、障害のある人に対する虐待の防止や対応の窓口となる市町村障害者虐待防止センターや都道府県障害者権利擁護センターが設置されました。

「障害者総合支援法」の施行

平成 25 年 4 月 1 日施行。この法律は、従来の障害者自立支援法に代わる法律として、これまでの障害福祉サービスの提供に加え、障害者の範囲が難病等にまで広がりました。また、障害のある人に対する理解を深めるための研修や啓発等を行う地域生活支援事業が追加されました。平成 26 年 4 月 1 日からは、障害支援区分の創設、重度訪問介護の対象者の拡大、ケアホームのグループホームへの一元化、地域移行支援の対象拡大が実施されました。

「障害者権利条約」の批准

平成 19 年署名、平成 26 年 1 月批准。この条約は、障害者の人権及び基本的自由の享有を確保し、障害者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的として、障害のある人の権利の実現のための措置等について定めたものです。

「障害者雇用促進法」の改正

平成 28 年 4 月 1 日施行。これまでも法定雇用率制度の見直しなどが行われてきましたが、この改正は、障害者に対する差別の禁止及び障害者が職場で働くにあたっての支障を改善することを義務づけています。平成 30 年 4 月からは、精神障害者を法定雇用率の算定基礎に加えることなどが盛り込まれました。

「障害者差別解消法」の施行

平成 28 年 4 月 1 日施行。この法律は、国・地方自治体・事業者の障害を理由とする差別的取り扱いの禁止や、合理的配慮(※)の不提供の禁止、差別解消に向けた取組みに関する要領を定めることなどを規定しています。

※障害のある人が社会的障壁の除去を必要としている旨の意志の表明があった場合に、行われる必要かつ合理的な取組みであり、実施にともなう負担が過重でないこと。

「発達障害者支援法」の改正

平成 28 年 8 月 1 日施行。この改正は、自閉症やアスペルガー症候群などの人を支える「発達障害者支援法」を 10 年ぶりに見直す改正法であり、社会的障壁によって日常生活が制限されている発達障害者を早期発見し、乳幼児から成人期まで「切れ目ない支援」を受けられるようにするとともに、教育現場でのきめ細かい対応や職場定着の配慮などを求めています。また、発達障害者の支援体制の整備を図るため、発達障害者支援センターの地域支援機能の強化も盛り込まれています。

「障害者総合支援法」及び「児童福祉法」の改正

平成 30 年 4 月 1 日施行。この改正は、障害者総合支援法と児童福祉法を一体的に改正するもので、障害者が自ら望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実や高年齢障害者による介護保険サービスの円滑な利用を促進するための見直し、障害児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の拡充、サービスの質の確保・向上を図るための環境整備等を推進することとしています。



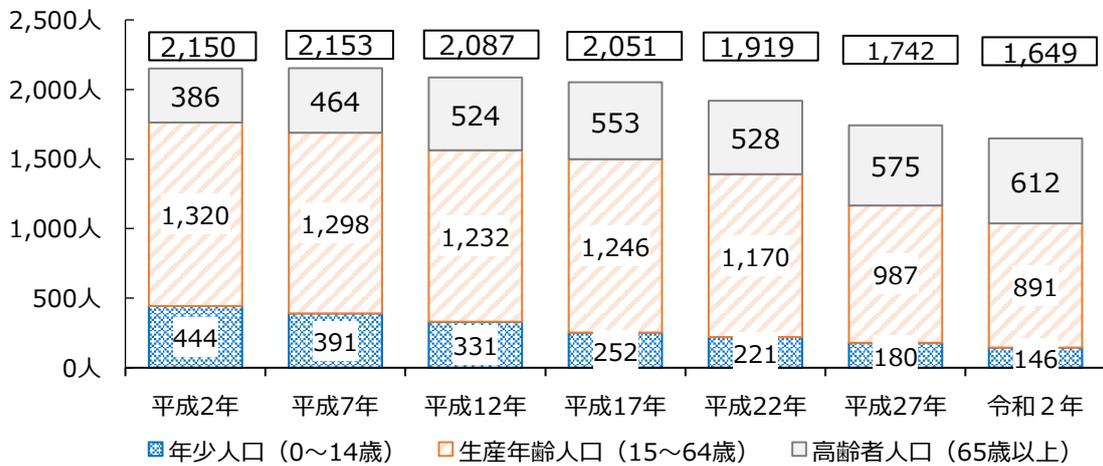
第2章 障害のある人の状況

1 統計データからみた障害者の状況

(1) 人口構造

道志村の総人口と年齢3区分人口の推移をみると、総人口は減少しており、平成2年の2,150人から平成22年には2,000人を割り込み、令和2年には1,649人と501人減少しています。また、0歳～14歳の年少人口も平成2年は444人でしたが、令和2年には146人と298人の減少、15～64歳の生産年齢人口も1,320人(平成2年)から891人(令和2年)と429人の減少となっています。

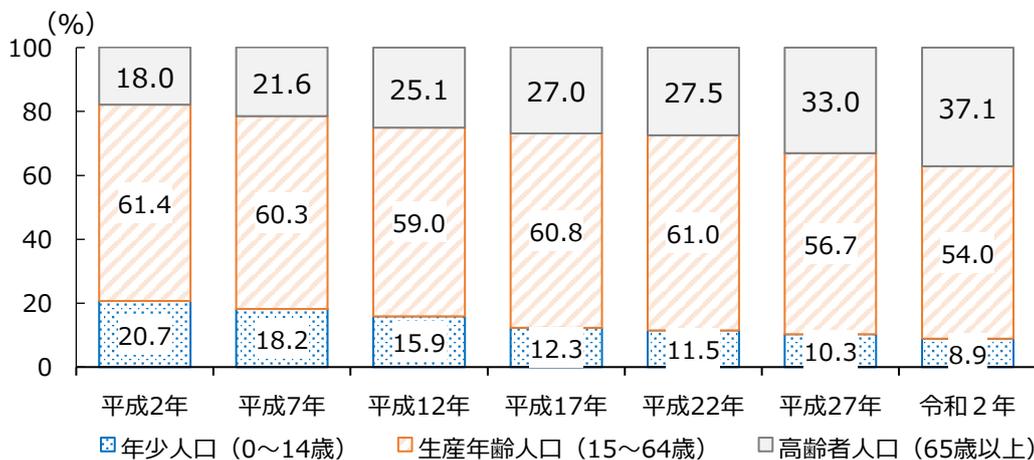
<総人口・年齢3区分別人口の推移>



資料:国勢調査(平成2年～平成27年)、住民健康課(令和2年10月1日現在)

年齢を3区分した人口構成でみると、平成7年に、年少人口(0～14歳)比率が高齢者人口(65歳以上)比率を下回り、以降、年少人口比率は減少、高齢者人口比率は増加し続けています。

<年齢3区分別人口比率の推移>



資料:国勢調査(平成2年～平成27年)、住民健康課(令和2年10月1日現在)

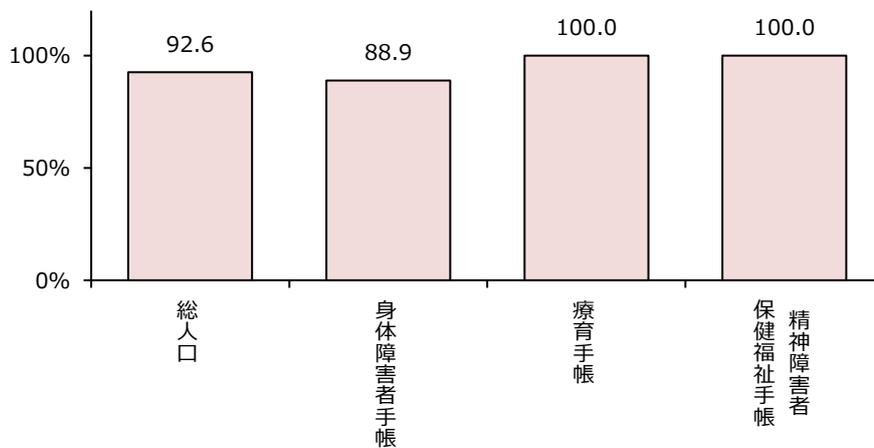


(2) 障害者手帳所持者の状況

令和元年度末の障害者手帳所持者数は74人（重複あり）で、障害者手帳種類別の内訳は身体障害者手帳が56人と最も多く、次いで療育手帳が10人、精神障害者保健福祉手帳が8人となっています。総人口に対する障害者手帳所持者比率は、4.40%となっています。

総人口・障害者手帳交付件数の推移をみると、平成27年度以降、身体障害者手帳交付数はほぼ横ばい、療育手帳・精神障害者保健福祉手帳交付数はほぼ横ばい傾向にあります。

<総人口に対する障害者手帳所持者比率の推移> <総人口・障害者手帳所持者数の比較>
(対平成27年度)



<障害者手帳所持者数の推移>

上段:件 下段:%(総人口比)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	平成27年度との比較
総人口(人)	1,818	1,777	1,752	1,724	1,683	92.6%
身体障害者手帳	63	59	56	54	56	88.9%
	3.47%	3.32%	3.20%	3.13%	3.33%	
療育手帳	10	10	10	10	10	100.0%
	0.55%	0.56%	0.57%	0.58%	0.59%	
精神障害者 保健福祉手帳	8	8	9	9	8	100.0%
	0.44%	0.45%	0.51%	0.41%	0.48%	
障害者総数(人)	81	77	75	71	74	91.4%
総人口に対する比率	4.46%	4.33%	4.28%	4.23%	4.40%	

資料:住民健康課(各年度末現在)

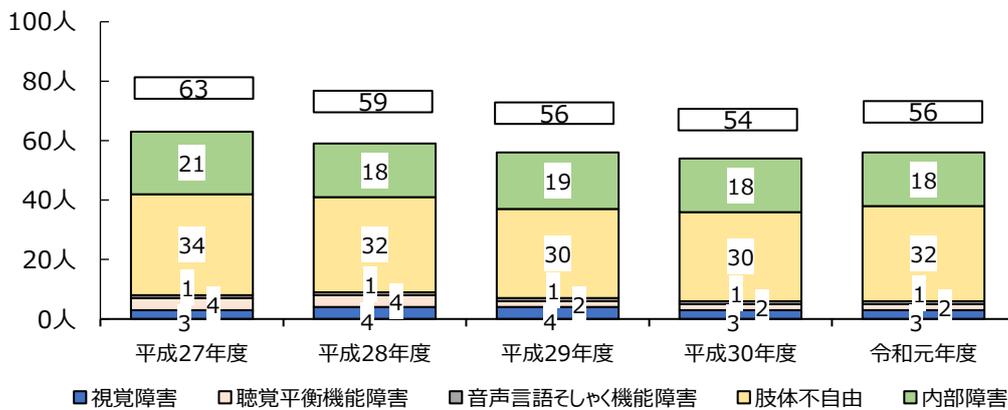


(3) 身体障害者の状況

令和元年度末の身体障害者手帳所持者数は 56人で、障害種類別で見ると、肢体不自由が 32 人と半数以上を占めています。身体障害者手帳所持者は減少傾向で、平成 27年度と比べると、7人少なくなっています。

また、令和元年度末の身体障害者手帳所持者を障害種類別・等級別にみると、1級・2級の重度の方が 30人と、身体障害者手帳所持者の半数以上を占めています。肢体不自由の1級と内部障害の1級で、それぞれ 11 人、10 人と、2桁の人数となっています。

<障害種類別・身体障害者手帳所持者数の推移>



資料:住民健康課(各年度末現在)

<障害種類別／等級別・身体障害者手帳所持者数の状況(令和元年度)>

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	計
視覚障害	0	2	1	0	0	0	3
聴覚又は平衡障害	0	2	0	0	0	0	2
音声又は言語障害	0	0	1	0	0	0	1
肢体不自由	11	5	4	8	1	3	32
内部障害	10	0	3	5	0	0	18
計	21	9	9	13	1	3	56

資料:住民健康課(各年度末現在)

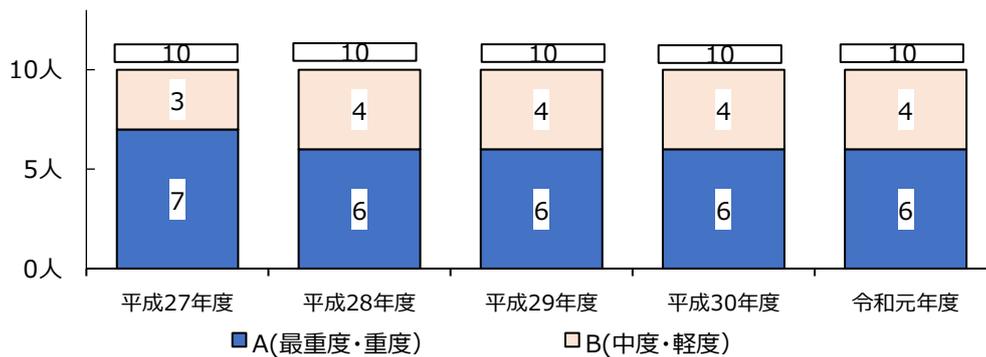


(4) 知的障害者の状況

平成27年度以降の療育手帳所持者数は横ばい傾向であり、令和元年度末では10人となっています。

程度別にみても大きな変化はなく、A(最重度・重度)の方が6~7人で推移しており、半数以上を占めています。また、令和元年度末の療育手帳所持者10人全員が18歳以上となっています。

<程度別・療育手帳所持者数の推移>

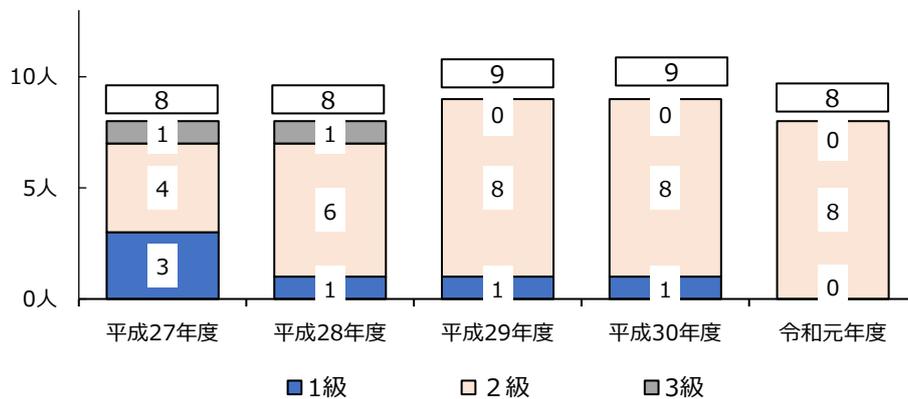


資料:住民健康課(各年度末現在)

(5) 精神障害者の状況

平成27年度以降の精神障害者保健福祉手帳所持者は8~9人の横ばい傾向で推移しており、令和元年度末では8人となっています。程度別にみると、年度によって増減がみられるものの、いずれの年度においても中程度の2級が最も多くなっています。

<程度別・精神障害者保健福祉手帳所持者の推移>



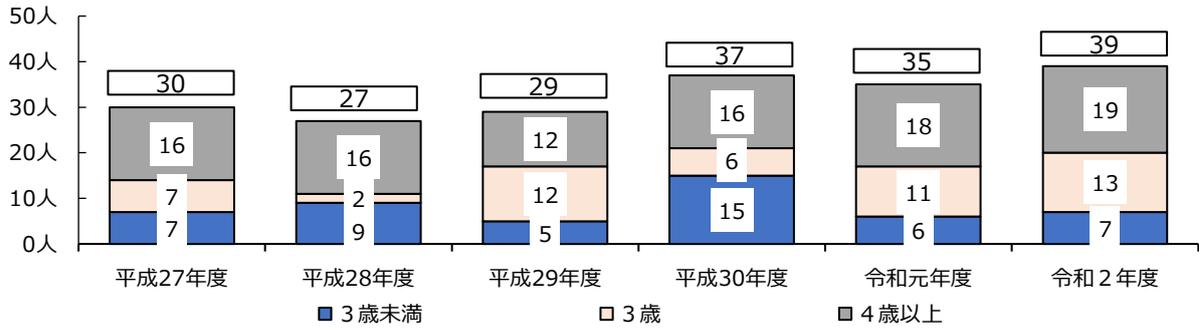
資料:住民健康課(各年度末現在)



(6) 保育所における障害児の在籍状況

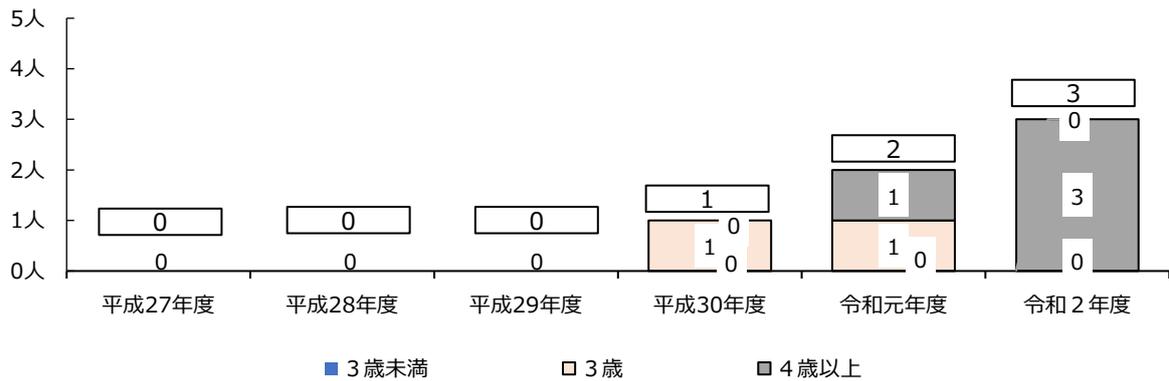
平成27年度以降の在園児数は緩やかな増加傾向にあります。在籍障害児数は平成30年度から1名ずつ増加し、令和2年度は3人となっています。それに伴い、加配保育士数は平成30年度に2名、令和元年及び令和2年度は5人となっています。

<在園児数の推移>



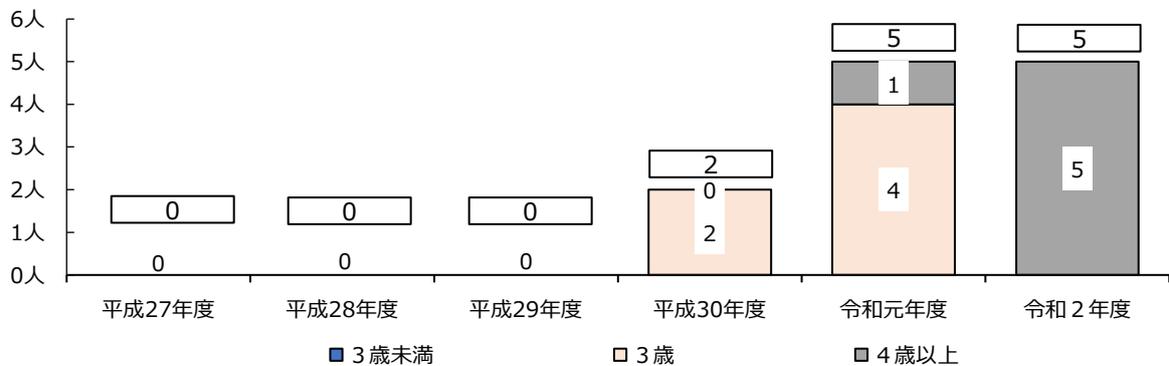
資料:住民健康課(各年度4月1日現在)

<在籍障害児数の推移>



資料:住民健康課(各年度4月1日現在)

<加配保育士数の推移>



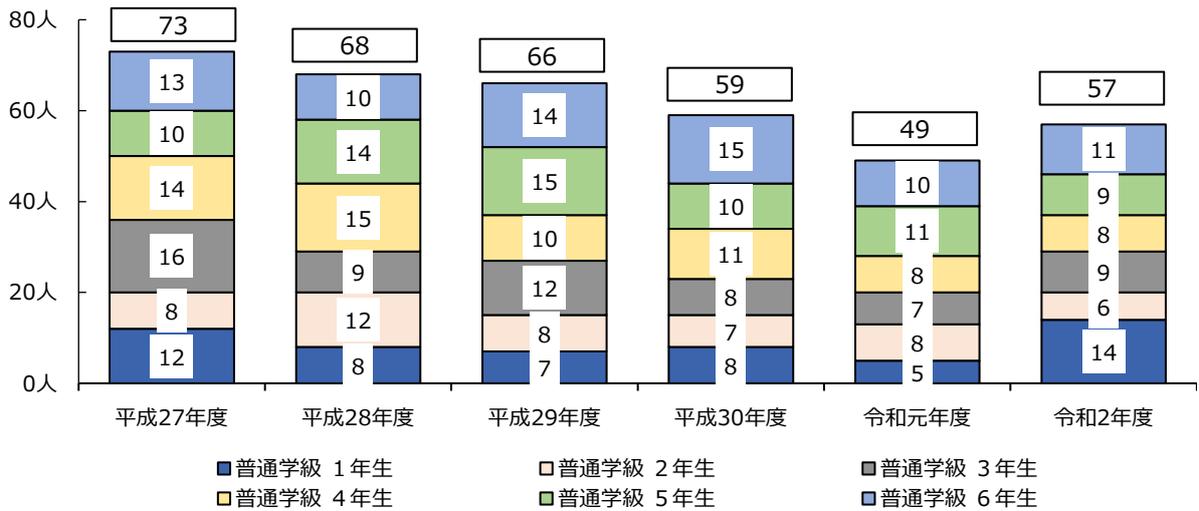
資料:住民健康課(各年度4月1日現在)



(7) 小学校における障害児の在籍状況

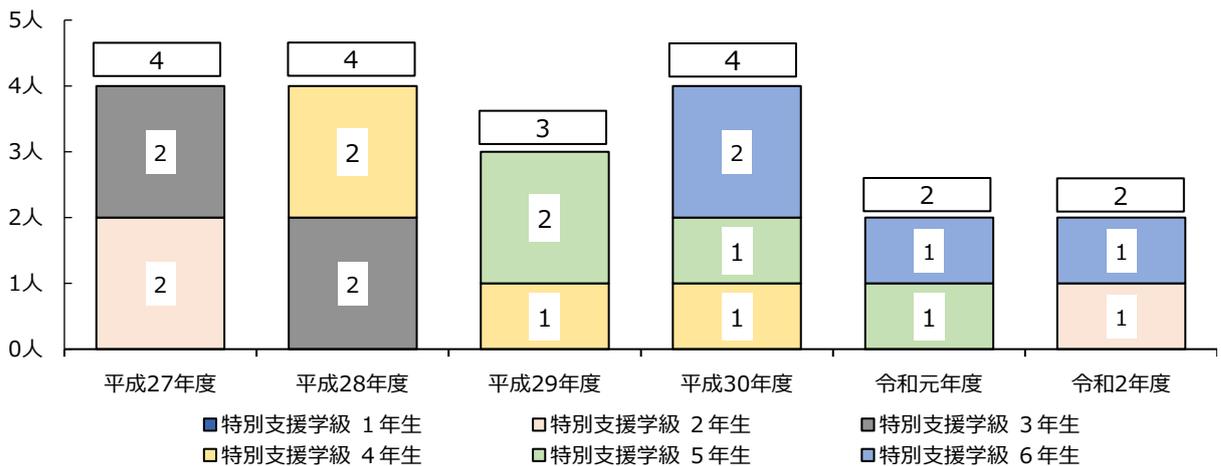
平成27年度以降の普通学級児童数は令和元年度まで減少していましたが、令和2年度は新入学の児童が5年ぶりに2桁の14人となったため、全体として増加に転じ57人となっています。一方、特別支援学級の児童数は2~4人であり、令和元年度及び令和2年度は2人となっています。

<小学校普通学級児童数の推移>



資料:住民健康課(各年度4月1日現在)

<小学校特別支援学級児童数の推移>



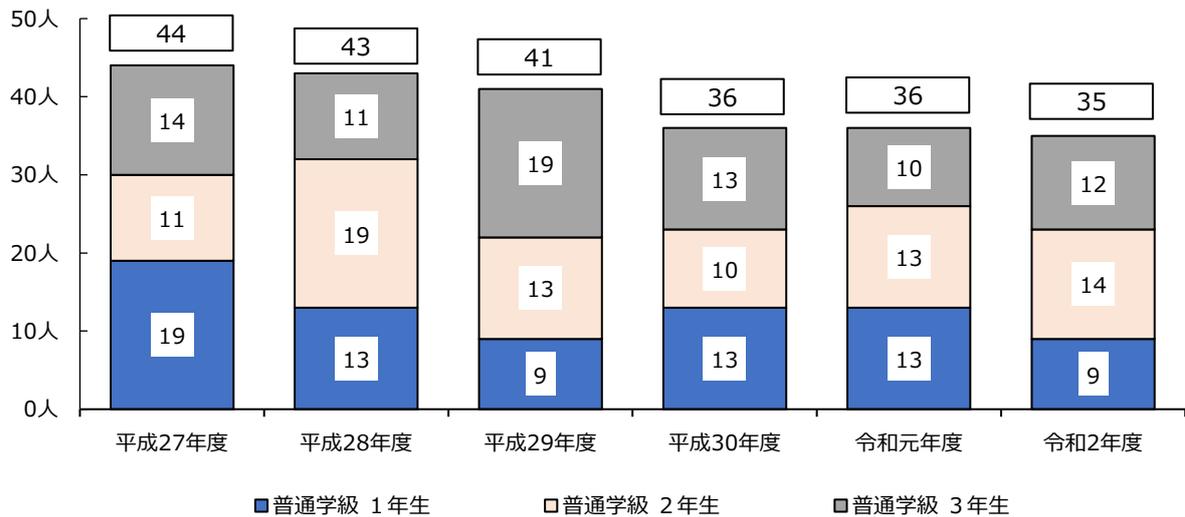
資料:住民健康課(各年度4月1日現在)



(8) 中学校における障害児の在籍状況

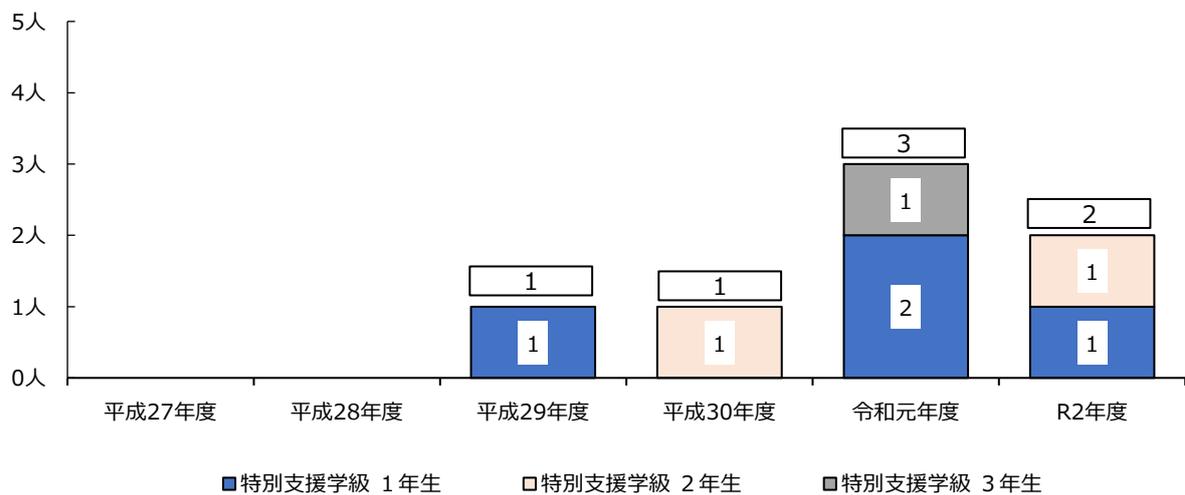
平成27年度以降の普通学級生徒数は減少傾向にあり、令和2年度は35人となっています。一方、特別支援学級の生徒数は1～3人であり、令和2年度は2人となっています。

＜中学校普通学級生徒数の推移＞



資料：住民健康課（各年度4月1日現在）

＜中学校特別支援学級生徒数の推移＞



資料：住民健康課（各年度4月1日現在）



2 アンケート調査からみた障害のある人の現状

障害のある人の実情や課題、今後の意向を把握し、障害のある人の意見を本計画に反映させることを目的に、以下の要領でアンケート調査を行いました。

【調査対象】 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の所持者 全76人

【調査の方法】 郵送配布・郵送回収

【調査期間】 令和2年9月9日～9月24日

【回収状況】 配布数……76 サンプル
有効回収数……48 サンプル
有効回収率……63.2%

■ 調査結果を見る際の注意事項 ■

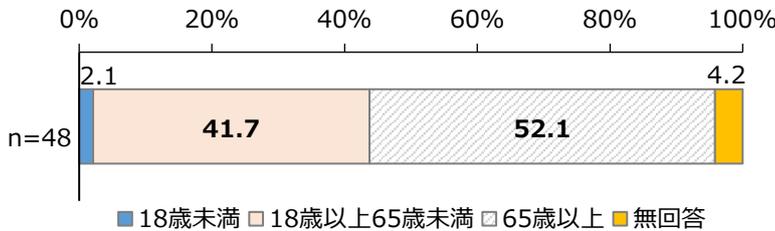
- ・比率はすべて百分比で表記し、小数点以下第2位を四捨五入しています。
このため、百分比の合計が100%にならないことがあります。
- ・基数となるべき調査数は、nと表示しており、回答比率はこれを100%として算出しています。
- ・サンプル数が10以下のものについては、参考値としています。
- ・調査結果における計画書の記載については、障害のある人を取り巻く課題や障害のある人の意向に関する設問を中心に抜粋しています。



(1) 回答者の属性(年齢、同居者、主な支援者等)

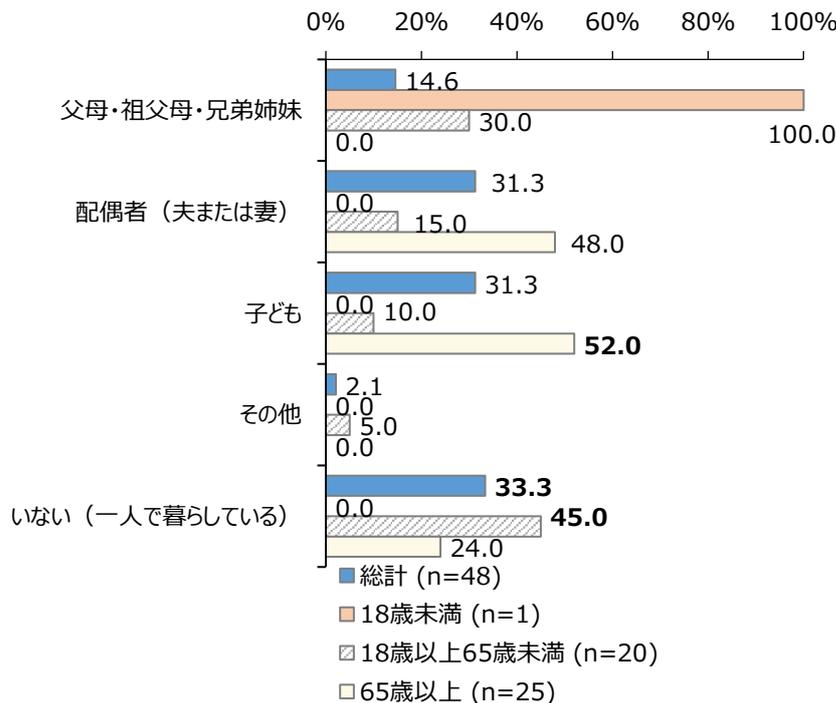
■年齢

総計は、「65歳以上」が 52.1%、「18歳以上65歳未満」が 41.7%となっています。



■一緒に暮らしている人(複数回答)

総計では、「いない(一人で暮らしている)」が最も多くなっています。18歳以上65歳未満でも「いない(一人で暮らしている)」が最も多いが、65歳以上では、「子ども」と同居している割合が最も多くなっています。



※「現在働いている人」等を除いて集計

※「いない(一人で暮らしている)」には、グループホーム、福祉施設等を利用している人を含む

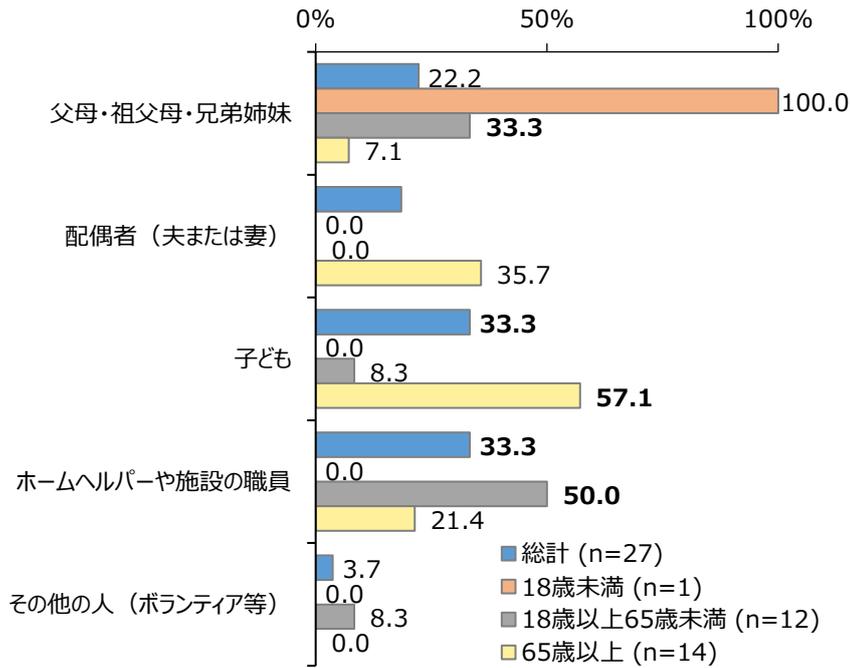


■主な支援者(複数回答)

総計では、「子ども」と「ホームヘルパーや施設の職員」が同率で最も多くなっています。

18歳以上65歳未満では「ホームヘルパーや施設の職員」が、65歳以上では「子ども」が最も多くなっています。

また、一人で暮らしている方がホームヘルパーや施設の職員を主な支援者としており、これは、一人で暮らしている方の中にグループホームや福祉施設等の入所者が含まれているためと考えられます。



※介助・介護の支援が必要な方に絞った設問

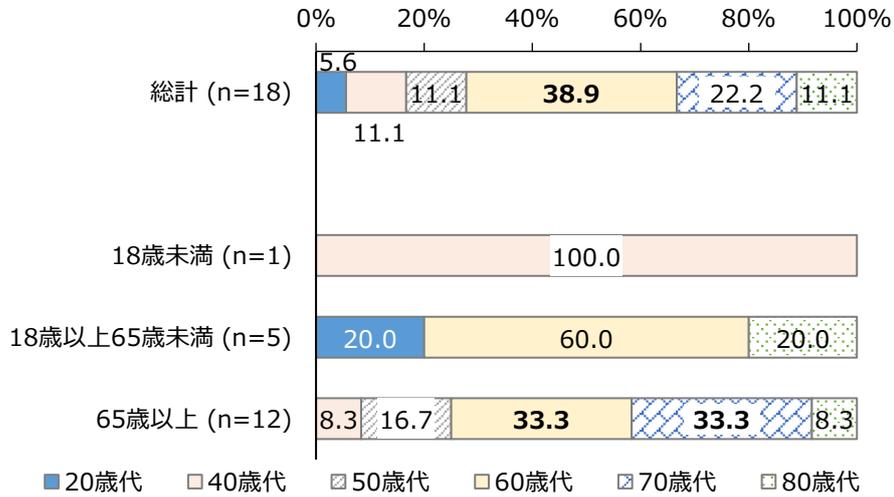
【一人で暮らしている方】

	計	子ども	ホームヘルパーや施設の職員
総計	9	1	8
18歳以上65歳未満	5	0	5
65歳以上	3	1	2
無回答	1	0	1



■支援者の年齢

総計で「60歳代」が最も多くなっています。また、65歳以上では、「60歳代」および「70歳代」が最も多くなっており、支援者が高齢であることがうかがえます。



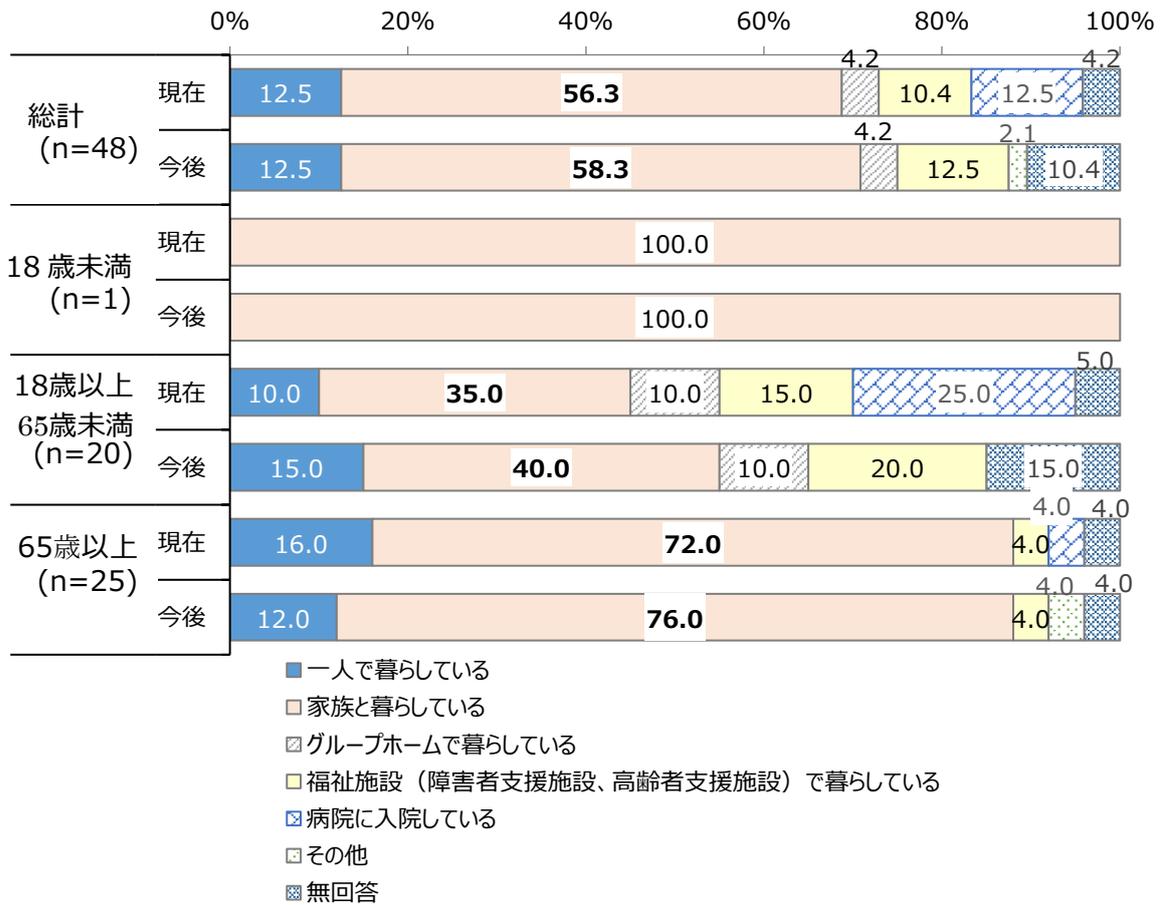
※支援者が「父母・祖父母・兄弟姉妹」、「配偶者（夫または妻）」、「子ども」と答えた方
 ※「30歳代」の方の回答はなし



(2) 現在の生活と今後の希望する生活、就労

■希望する暮らし方

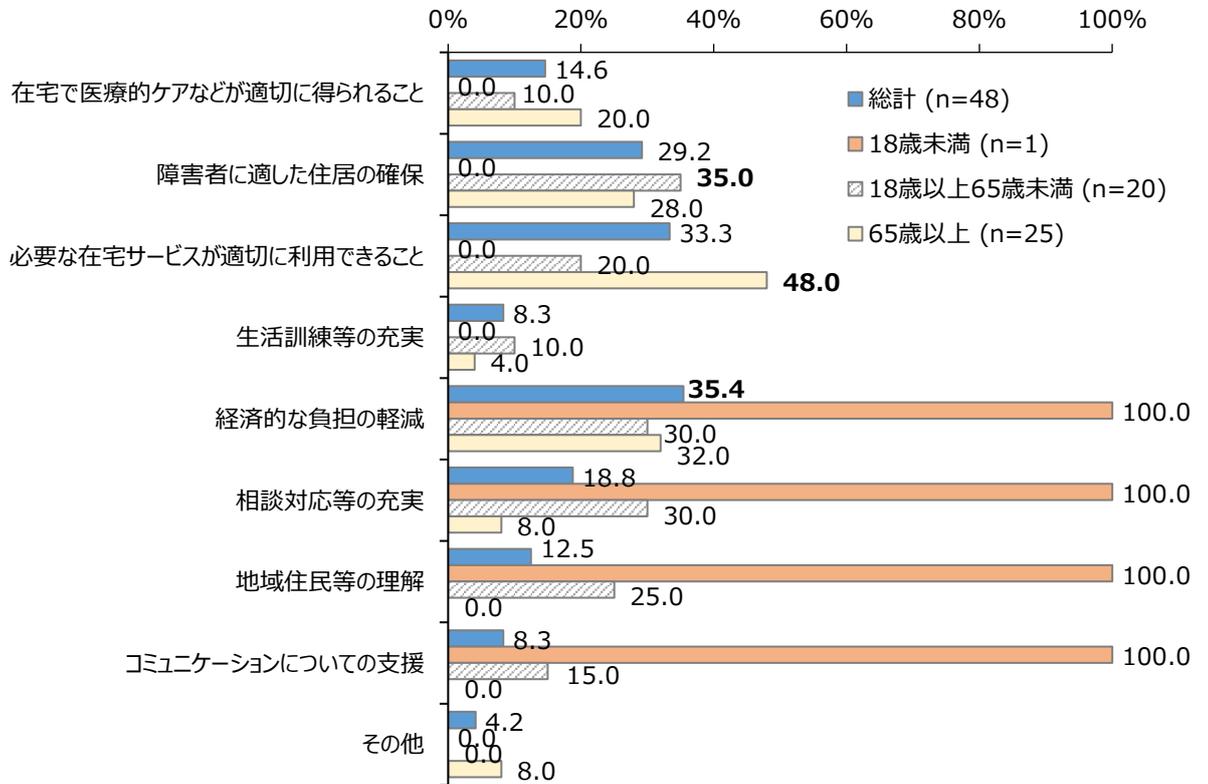
現在の生活、今後の生活ともに「家族と暮らしている」が、総計でも、年齢別にみても最も多くなっています。18歳以上65歳未満で見ると、今後の希望する生活として「一人で暮らしている」、「福祉施設（障害者支援施設、高齢者支援施設）で暮らしている」が同程度で現在の生活より多くなっています。





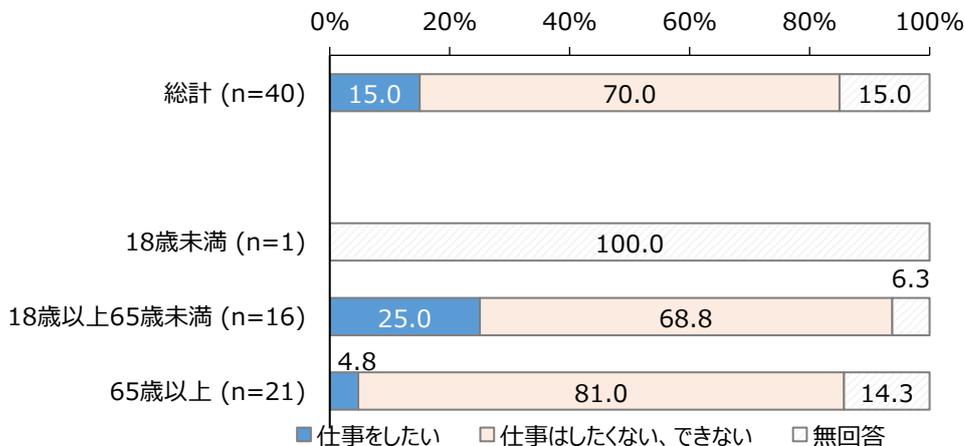
■希望する暮らしをするために必要だと思う支援(複数回答)

総計では、「経済的な負担の軽減」が最も多いが、18歳以上65歳未満では、「障害者に適した住居の確保」、65歳以上では、「必要な在宅サービスが適切に利用できること」が最も多くなっています。



■今後の収入を得る仕事の希望

総計では、「仕事をしたい」は1割半であったが、18歳以上65歳未満では2割半となっています。



※会社勤めや、自営業、家業などで収入を得る仕事をしている人を除いて集計

※年齢無回答（2人）は除く



■収入を得る仕事をするための職業訓練などの受講希望

「仕事をしたい」と回答した6人のうち、収入を得る仕事をするための職業訓練などの受講希望は、18歳以上65歳未満で1人となっています。

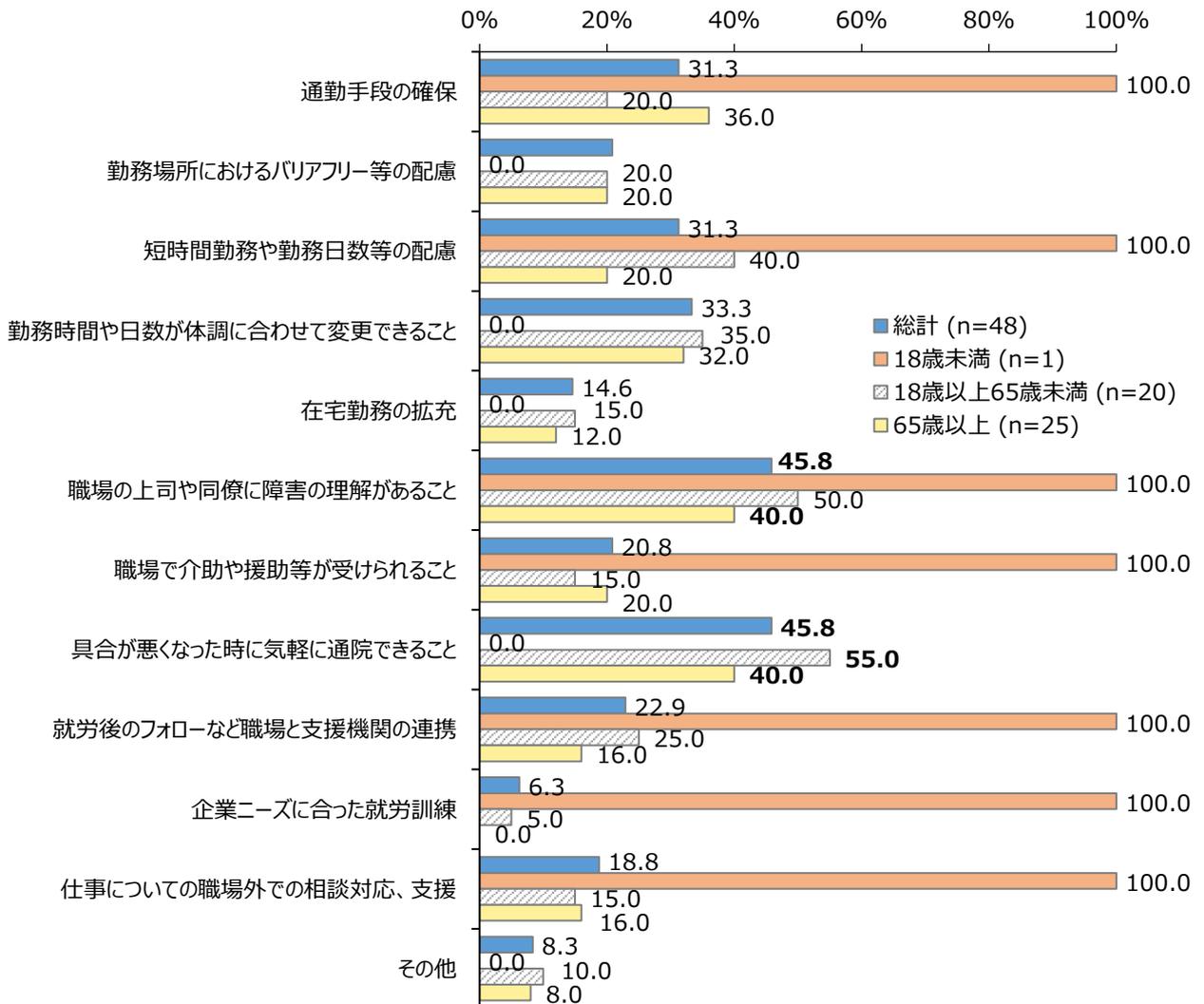
	計	職業訓練を受けたい	職業訓練を受けたくない、受ける必要はない
総計	6	2	4
18歳以上65歳未満	4	1	3
65歳以上	1	0	1
無回答	1	1	0

※「仕事をしたい」を選択された方

※「すでに職業訓練を受けている」の回答はなし

■障害のある人の就労支援として必要だと思うもの(複数回答)

総計および18歳以上65歳未満、65歳以上ともに「職場の上司や同僚に障害の理解があること」、「具合が悪くなった時に気軽に通院できること」が多くなっています。

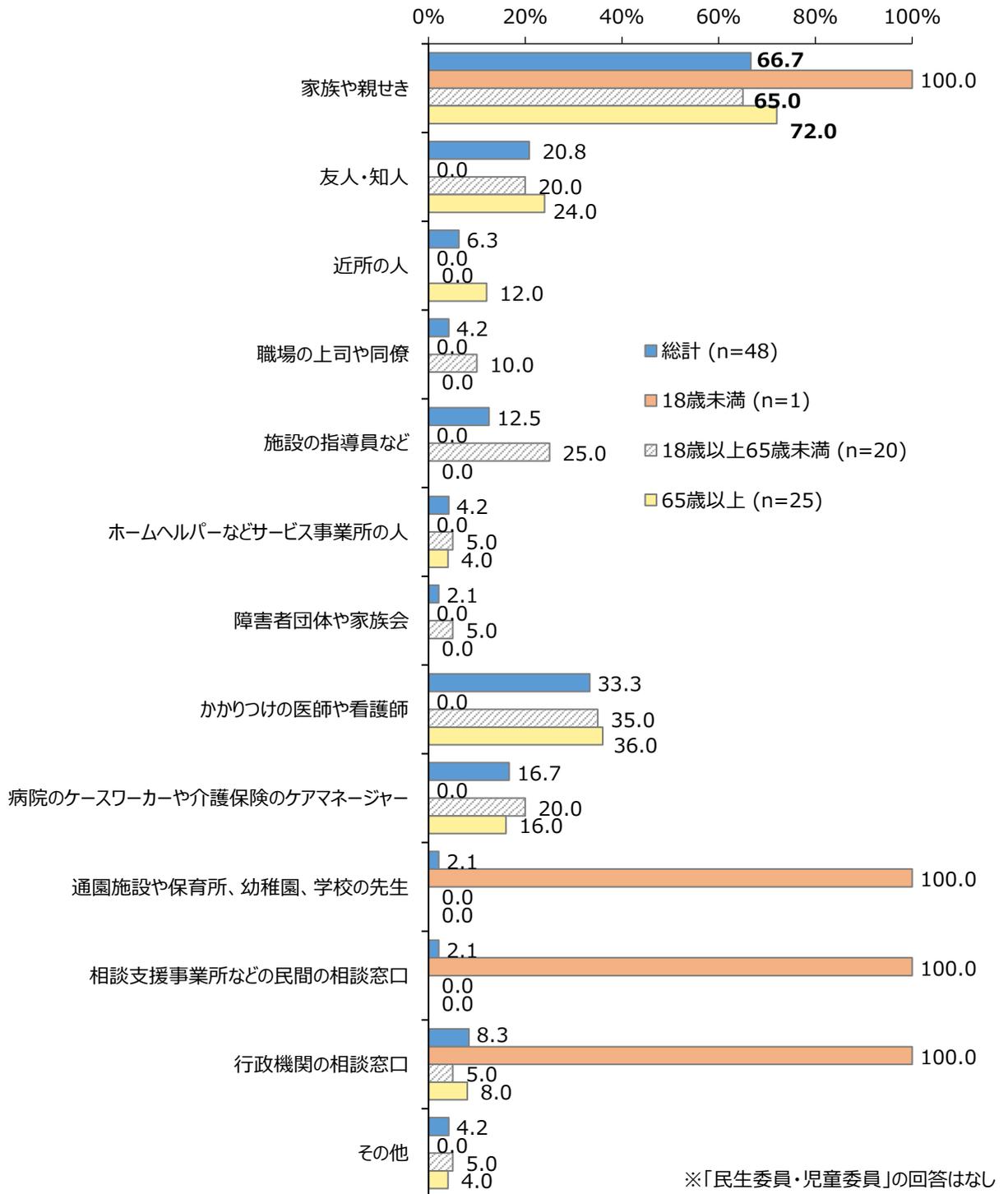




(3) 相談相手、差別、災害時など

■ 悩みや困りごとの相談相手(複数回答)

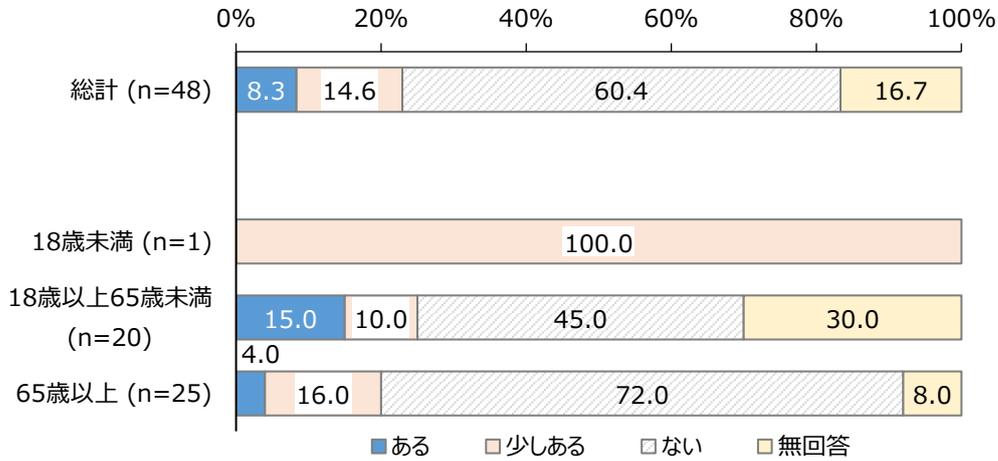
総計および18歳以上65歳未満、65歳以上ともに「家族や親せき」が最も多く、次いで「かかりつけの医師や看護師」となっています。





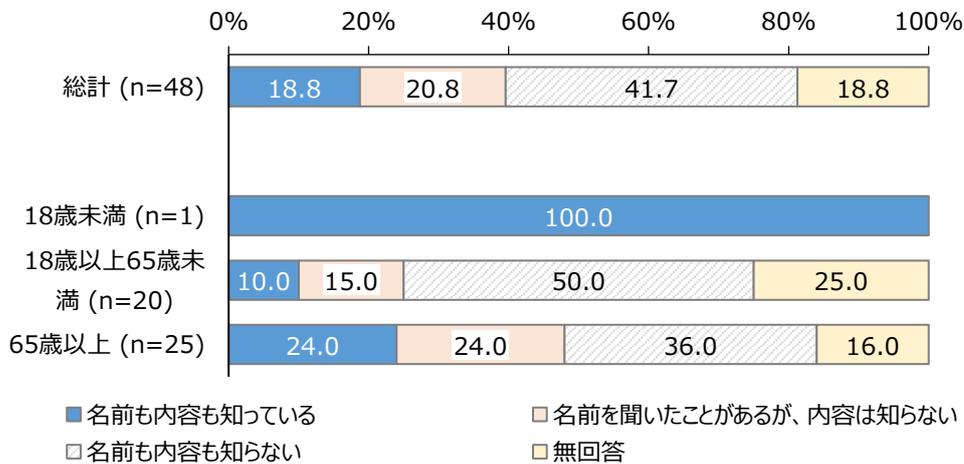
■障害による差別や嫌な思いの経験

「ある」は総計では1割弱であるもの、18歳以上65歳未満では、1割半となっています。



■成年後見制度の認知

総計では、「名前も内容も知っている」は2割近くとなっているが、18歳以上65歳未満では1割、65歳以上は約2割半となっており、高齢者の方が認知度は高くなっています。



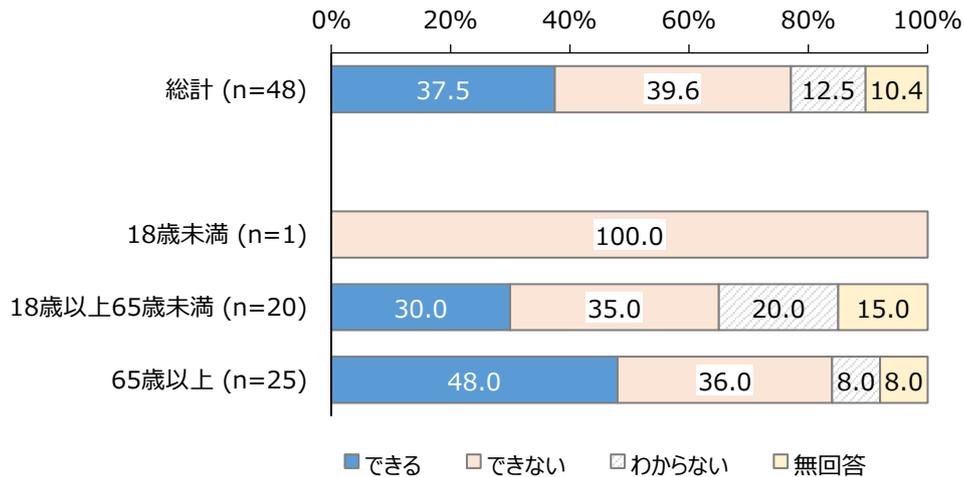


(4) 災害時について

■災害時に一人で避難できるか

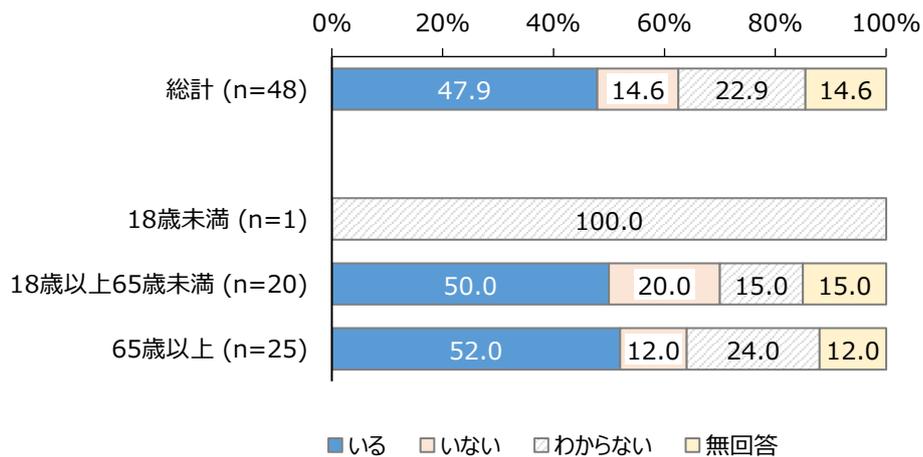
総計では、「できない」が「できる」よりやや多くなっている。

18歳以上65歳未満では、「できる」が3割、「できない」が3割半と「できない」の方が多くなっている。一方、65歳以上では、「できる」が5割近く、「できない」が3割半近くで、「できる」の方が多くなっています。



■家族の不在時や一人暮らしの場合の災害時の近隣支援者

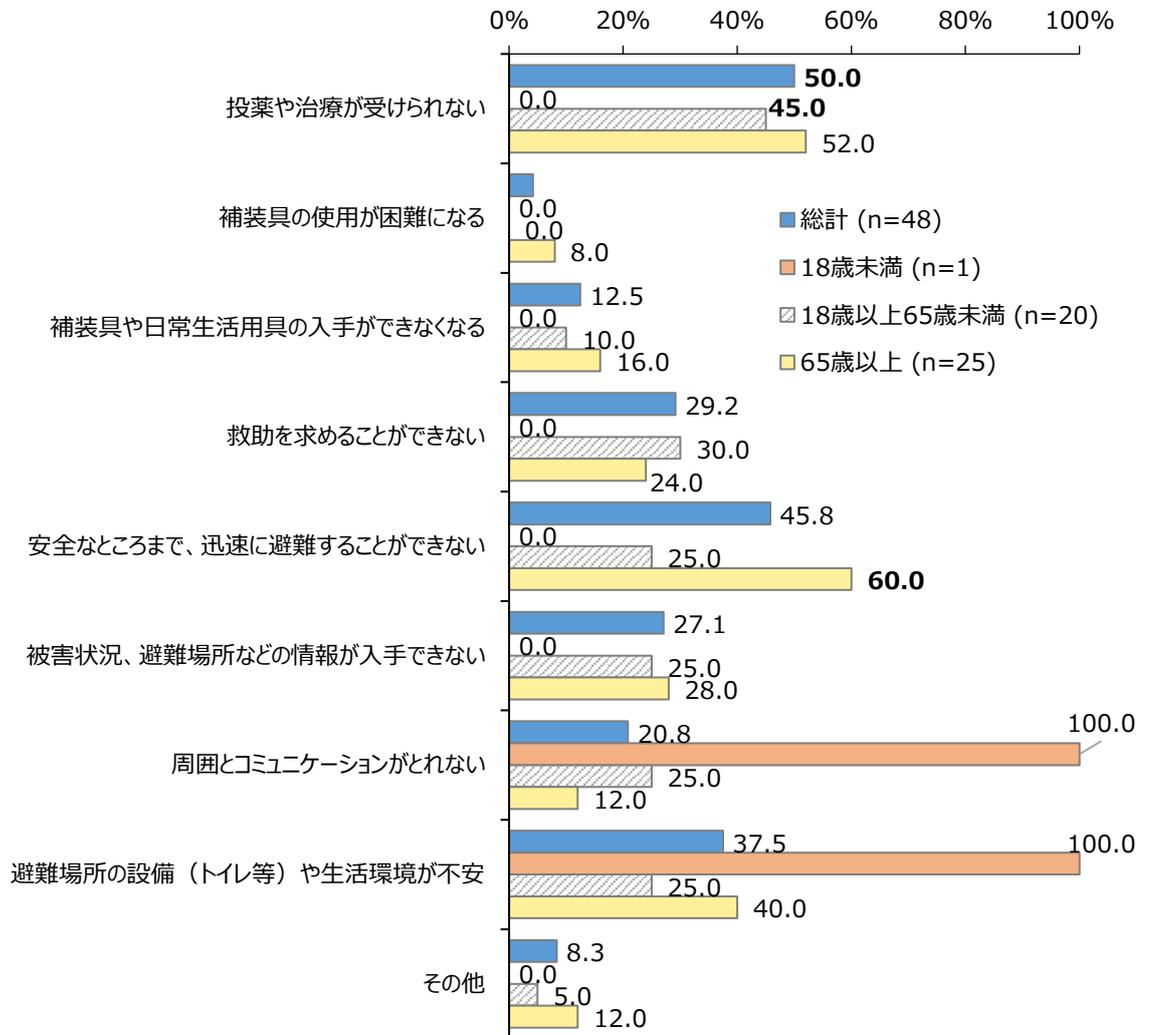
総計、18歳以上65歳未満、65歳以上のすべてで、家族が不在でも、近所などで助けしてくれる人がいる割合は5割程度となっている。一方、いない割合は、18歳以上65歳未満で2割、65歳以上で1割程度となっています。





■災害時に困ること(複数回答)

総計及び18歳以上65歳未満では、「投薬や治療が受けられない」(5割及び4割半)と最も多くなっているが、65歳以上では、「安全なところまで、迅速に避難することができない」(6割)が最も多くなっています。





3 現行計画の検証

(1) 成果目標の達成状況

①福祉施設入所者の地域生活への移行
福祉施設入所者は、介助・介護者がいなくなり、生活に困難を極めて入所するケースが多く、退所後の受け入れ家庭がなかったり、村では支援事業所がなく、地域生活が不可能であり、地域生活への移行者はいませんでした。
②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
令和2年度に都留市、上野原市、大月市、道志村の3市1村で、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を図り、協議の場を共同設置しました。
③地域生活支援拠点等の整備
令和2年度に東部圏域で整備をしました。
④福祉施設から一般就労への移行等
福祉施設からの一般就労移行者はいませんでした。 福祉施設利用者が高齢であることや村に「就労移行支援事業」を行う事業所がないこと、さらに村内に受け入れ企業・事業所がなく、村外への通勤に必要となる近隣市町村への公共交通機関が不足していることなどにより、一般就労への移行は困難な状況となっています。



(2) 第5期障害福祉計画 障害福祉サービスの活動指標(見込量)の検証

【訪問系サービス】

- 居宅介護(ホームヘルプ)、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援
村内に事業所がなく、計画で想定したとおり、利用者はありませんでした。

		第5期		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度
延時間 (時間)	計画値	0	0	0
	実績値	0	0	0
実人員 (人)	計画値	0	0	0
	実績値	0	0	0

【日中活動系サービス】

- 生活介護

計画値に対して、実績値が実人員で2人下回ったため、延べ日数も下回りました。

		第5期		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度
実人員 (人)	計画値	7	7	7
	実績値	5	5	5
延べ 日数 (日)	計画値	147	147	147
	実績値	115	115	115

- 自立訓練(機能訓練)

1人(22日)を想定していましたが、ニーズはありませんでした。

		第5期		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度
実人員 (人)	計画値	1	1	1
	実績値	0	0	0
延べ 日数 (日)	計画値	22	22	22
	実績値	0	0	0



○ 自立訓練(生活訓練)

平成30年度は、計画通りでした。令和元年度、令和2年度の利用者は想定していませんでしたが、1人(30日)となりました。

		第5期		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度
実人員 (人)	計画値	1	0	0
	実績値	1	1	1
延べ 日数 (日)	計画値	30	0	0
	実績値	30	30	30

○ 就労移行支援

利用年度は計画値と実績値に差異があるものの、期間中の見込量としてはほぼ計画どおりとなっています。

		第5期		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度
実人員 (人)	計画値	0	0	1
	実績値	0	1	0
延べ 日数 (日)	計画値	0	0	10
	実績値	0	11	0

○ 就労継続支援(A型)

村内に事業所がなく、計画で想定したとおり、利用者はありませんでした。

		第5期		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度
実人員 (人)	計画値	0	0	0
	実績値	0	0	0
延べ 日数 (日)	計画値	0	0	0
	実績値	0	0	0



○ 就労継続支援(B型)

実人員は見込通りでしたが、延べ日数については、令和元年度、令和2年度ともに計画値を下回りました。

		第5期		
		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
実人員 (人)	計画値	2	2	2
	実績値	2	2	2
延べ 日数 (日)	計画値	42	42	42
	実績値	46	17	28

○ 就労定着支援

計画で想定したとおり、利用者はありませんでした。

		第5期		
		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
実人員 (人)	計画値	0	0	0
	実績値	0	0	0

○ 療養介護

計画で想定したとおり、利用者はありませんでした。

		第5期		
		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
実人員 (人)	計画値	0	0	0
	実績値	0	0	0

○ 短期入所(福祉型)

利用者数は計画どおりでしたが、延べ日数は計画を上回る傾向にありました。

		第5期		
		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
実人員 (人)	計画値	1	1	1
	実績値	1	1	1
延べ 日数 (日)	計画値	4	4	4
	実績値	3	5	5



○ 短期入所(医療型)

計画で想定したとおり、利用者はありませんでした。

		第5期		
		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
実人員 (人)	計画値	0	0	0
	実績値	0	0	0
延べ 日数 (日)	計画値	0	0	0
	実績値	0	0	0

【居住系サービス】

○ 自立生活援助

計画で想定したとおり、利用者はありませんでした。

		第5期		
		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
実人員 (人)	計画値	0	0	0
	実績値	0	0	0

○ 共同生活援助

ほぼ計画どおりとなっています。

		第5期		
		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
実人員 (人)	計画値	1	1	1
	実績値	1	1	2

○ 施設入所支援

計画どおりとなっています。

		第5期		
		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
実人員 (人)	計画値	5	5	5
	実績値	5	5	5



【相談支援】

- 計画相談支援
計画値どおりとなっています。

		第5期		
		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
実人員 (人)	計画値	2	2	2
	実績値	2	2	2

- 地域移行支援
計画では1人を見込みましたが、利用者はありませんでした。

		第5期		
		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
実人員 (人)	計画値	1	1	1
	実績値	0	0	0

- 地域定着支援
計画では1人を見込みましたが、利用者はありませんでした。

		第5期		
		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
実人員 (人)	計画値	1	1	1
	実績値	0	0	0



(3) 第1期障害児福祉計画 障害児福祉サービスの活動指標(見込量)の検証

○ 児童発達支援

計画では利用者を見込みませんでしたが、乳幼児健診や発達相談事業等により、きめ細かい支援体制を整え、必要な支援を行いました。

		第1期		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度
実人員 (人)	計画値	0	0	0
	実績値	0	2	3
延べ 日数 (日)	計画値	0	0	0
	実績値	0	15	24

○ 医療型児童発達支援

計画で想定したとおり、利用者はありませんでした。

		第1期		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度
実人員 (人)	計画値	0	0	0
	実績値	0	0	0
延べ 日数 (日)	計画値	0	0	0
	実績値	0	0	0

○ 放課後等デイサービス

計画では利用者を見込みませんでしたが、1人(延べ5日)の利用がありました。村内に事業所がないため、平日利用は困難であり、主に休日や長期休暇に利用し、小学校と連携体制を整え支援を行いました。

		第1期		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度
実人員 (人)	計画値	0	0	0
	実績値	0	1	1
延べ 日数 (日)	計画値	0	0	0
	実績値	0	5	5



○ 保育所等訪問支援

計画で想定したとおり、利用者はありませんでした。

		第1期		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度
実人員 (人)	計画値	0	0	0
	実績値	0	0	0
延べ 日数	計画値	0	0	0
	実績値	0	0	0

○ 居宅訪問型児童発達支援

計画で想定したとおり、利用者はありませんでした。

		第1期		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度
実人員 (人)	計画値	0	0	0
	実績値	0	0	0
延べ 日数 (日)	計画値	0	0	0
	実績値	0	0	0

【相談支援】

○ 障害児相談支援

計画では利用者を見込みませんでしたが、令和元年度、令和2年度ともに2人の利用がありました。村でニーズがあれば受け入れる体制を整えておいたため、対応について大きな支障はありませんでした。

		第1期		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度
実人員 (人)	計画値	0	0	0
	実績値	0	2	2



第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

全ての住民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現することが重要です。

「障害者基本法」に基づき策定された国の第4次障害者基本計画では、共生社会の実現に向け、障害のある人が自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加し、その能力を最大限発揮して自己実現できるよう支援することを基本理念としています。

本村においても、住民同士の強いつながりを活かし、支え合い、お互いを尊重する共生社会の実現を基本理念とします。

～基本理念～

わたしが みんなが
一人一人に寄りそう郷 ^{さと}道志



2 基本目標

本村の現状と課題を踏まえ、本計画の基本理念である「わたしが みんなが 一人一人に寄りそう 道志」を実現するため、以下の4つを基本目標とし、各種施策や事業に取り組んでいきます。

基本目標Ⅰ：地域や自分の望む場所で暮らせる郷づくり

障害のある人が、生涯を通じて、可能な限り希望する身近な場所において、必要な支援を受けられるよう、活動を制限したり、社会参加を制約したりしているあらゆる社会的な障壁の解消を推進し、いきいきと暮らせる環境づくりに努めます。

アンケートでは、今後の生活について、家族との暮らしを希望する方が最も多くなっています。一方で、少数ではありますが、福祉施設（障害者支援施設、高齢者支援施設）での暮らしを希望する方も一定程度います。また、希望する暮らしをするために必要だと思う支援については、「経済的な負担の軽減」、「障害者に適した住居の確保」、「必要な在宅サービスが適切に利用できること」などが多くなっています。

このことから、障害が重度化したり、高齢になっても、継続して障害福祉サービス等を利用し、その人が望む生活を送れるよう努めます。

なお、障害福祉に関する事業を実施していくためには、支援を担う人材の確保が不可欠であるため、福祉人材の重要性、必要性を村内外に示し、人材確保に努めます。

【主な取組】

①障害福祉サービスの提供

村内には障害福祉サービス事業所がありませんが、圏域内の事業所に働きかけを行い、連携を図りながら必要なサービス提供を行っていきます。また、課題である交通手段の確保に関しても今後検討を行っていきます。

②障害福祉人材の確保

障害の特性を理解することで、障害福祉がより円滑に行えるよう研修会や必要な資格取得を推進します。



基本目標2:自分らしく働き、社会参加できる郷づくり

地域や自分の望む場所で暮らし続けるためには、就労が大きく影響します。アンケートでは、収入を得る仕事を希望している人は、18歳以上65歳未満で2割半となっています。また、障害のある人の就労支援として必要だと思うものとしては、「職場の上司や同僚に障害の理解があること」、「具合が悪くなった時に気軽に通院できること」が多くなっています。

このことから、職場の理解が得られたり、就労中の体調不良による通院が認められたりできるよう、障害者差別解消法や改正障害者雇用促進法において、事業者に対して合理的配慮の提供義務が課されたことなどを踏まえ、障害者理解と支援を進めていきます。

また、社会参加していく上では、様々な困難に直面することが想定されることから、気軽に相談し、必要な支援を受けられるよう、体制づくりに努めます。また、相談の中には、複合的な問題を抱えており、一つの施策や制度だけで対応することが難しい事例もあるため、関連機関と相互に連携し、情報を共有しながら、相談支援の充実にも努めます。

【主な取組】

①就労関連支援

東部圏域自立支援協議会では就労への準備に必要な情報提供を行うため、当事者や支援者を対象に研修会を開催しています。このような場を活用し、就労支援につないでいきます。

②相談支援

障害を持つ当事者やその家族に、全般的な相談支援体制を整えるため、委託相談事業を実施し面談や電話相談を行うことで、障害を持っていても安心して村で生活できる環境づくりに努めます。

村社会福祉協議会において計画相談支援事業所を設置し、よりきめ細かい相談体制を整備します。



基本目標3:心身ともに安心・安全が守られる郷づくり

障害のある人が差別や虐待から守られ、地域で当たり前の生活ができる社会を目指し、様々な生活場面に応じた権利擁護を図ります。

アンケートでは、障害による差別や嫌な思いの経験が「ある」、「少しある」を合わせた<経験がある>は、2割以上となっています。

平成28年に施行された「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(障害者差別解消法)では、障害のある人への不当な差別を禁止しています。

このことから、あらゆる人が共生できる包摂的(インクルーシブ)な社会の実現に向け、住民への障害者理解を図ります。また、認知症、知的障害又は精神障害など判断能力の十分でない人を保護し、支援するための成年後見制度について、「成年後見制度利用促進基本計画」を策定し、支援に取り組みます。

一方、道路・交通安全等、生活の中での安全を守るとともに、近年増加している自然災害、また新型コロナウイルス感染症など、予期しない天災等においても、災害の初期に迅速に状況確認及び避難支援を行うことができる体制を確立します。

【主な取組】

①権利擁護と障害がある人への理解促進

広報活動を活発に行い、障害に対する理解を求めていきます。また、権利擁護に関して近隣自治体と協力し成年後見制度を利用しやすい環境づくりに努めます。

②地域共生社会の推進

障害福祉サービス事業所のない本村において、地域の見守り体制の構築は、障害を持つ方に安心して村で生活できるように大変重要な役割を担います。障害の特性に対する理解を求めするために広報活動や研修会等を行い、地域共生社会の推進に努めます。

③防災・防犯体制の整備

地域防災計画の策定により、道志村避難行動要支援者名簿の整備を行い、災害弱者となる障害を持つ方に対して早めの避難行動につなげられるよう、地区民生委員から避難準備・高齢者等避難開始の情報が発令された場合、避難誘導を行っています。また、家族の避難支援が受けられない場面での避難方法についても予め避難支援者を登録しています。



基本目標4:療育・教育、地域医療が充実した郷づくり

障害のある子どもの健やかな発達を促し、能力や可能性を最大限に伸ばすためには、一人ひとりの障害の特性に応じた支援や学びの場における適切かつ継続した指導が必要です。また、特定指定難病も含め、障害は多種多様であり、個別的な対応や投薬・治療が必要です。

このことから村内のみでの支援には限界があるため、近隣市町村と連携しながら個々に応じた支援、医療等の提供に努めます。

また、なかなか障害の判断が難しい発達障害や高次脳機能障害、難病の患者の方々にも必要な情報がとどき、地域で豊かに暮らせるよう、村の診療所や近隣市町村の関係者と連携し、支援する体制を整えます。

【主な取組】

①乳幼児からの切れ目ない支援

乳幼児健診や、保育所で行うはぐくみ支援により、早い段階での障害特性の見極めを行い、児童発達支援等の福祉サービスにつなげることで、小学校就学前から就学に向けて準備することができるよう支援を行います。また、保小中連絡協議会では、障害特性のある子どもの支援方法に関して連携を図り、切れ目ない支援を行っていきます。

②地域医療整備

村の診療所と関係機関との連携は必要不可欠であり、障害特性を持つ子どもや保護者にとって安心して生活ができる体制整備を行っていきます。



3 施策体系

基本理念	基本目標	主な取組
わたしが みんなが 一人一人に寄りそう郷 <small>まち</small> 道志	基本目標1 地域や自分の望む場所で暮らせる郷づくり	①障害福祉サービスの提供 ②障害福祉人材の確保
	基本目標2 自分らしく働き、社会参加できる郷づくり	①就労関連支援 ②相談支援
	基本目標3 心身ともに安心・安全が守られる郷づくり	①権利擁護と障害がある人への理解促進 ②地域共生社会の推進 ③防災・防犯体制の整備
	基本目標4 療育・教育、地域医療が充実した郷づくり	①乳幼児からの切れ目ない支援 ②地域医療整備



第4章 基本的な視点と成果目標

(第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画)

1 障害者総合支援法及び児童福祉法によるサービスの概要

障害者総合支援法によるサービスは、国や都道府県の義務的経費がともなう個別給付としての「指定障害福祉サービス(自立支援給付)」と「地域生活支援事業」に大別されます。

「地域生活支援事業」は、利用料を含む具体的な内容を市町村が主体となって地域の実情と利用者の状況に応じて柔軟に決定できるサービスであることから、適切なサービスを実施していきます。

障害児通所支援等については、児童福祉法に基づいて実施していきます。

2 国の障害福祉計画・障害児福祉計画に即した計画の方針

障害者総合支援法や児童福祉法の基本理念を踏まえ、共生社会を実現するために、国の障害福祉計画の以下の基本理念に即して、計画を策定します。

① 障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援

共生社会を実現するため、障害者等の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、障害のある人等が必要とする障害福祉サービスその他の支援を受けつつ、その自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の整備を進めます。

② 市町村を基本とした身近な実施主体と障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等

障害のある人等が地域で障害福祉サービスを受けることができるよう、村が実施主体となってサービス等の提供体制を整備し、障害福祉サービスの充実を図り、障害福祉サービスの均等化を図ります。また、必要な情報提供を行うなど、制度の周知を図り、障害福祉サービスの活用を促進します。

障害福祉サービスの対象となる障害のある人等の範囲を身体障害者、知的障害者及び精神障害者(発達障害者及び高次脳機能障害者を含む)並びに難病患者等であって18歳以上の者及び障害児とします。

③ 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

障害のある人等の自立支援の観点から、入所等から地域生活への移行、地域生活の継続就労といった課題に対応するサービス提供体制を整え、障害のある人等の生活を地域全体で支えるシステムの実現に努めます。

具体的には、地域生活支援の拠点づくり、NPO等によるインフォーマルサービス(法律や



制度に基づかない形で提供されるサービスをいう。)の提供等、社会資源を最大限に活用し、提供体制の整備を進めます。

特に、入所等から地域生活への移行については、地域生活を希望する者が地域での暮らしを継続することができるよう、必要な障害福祉サービス等が提供される体制を整備する必要があり、例えば、重度化・高齢化した障害のある方で地域生活を希望する者に対しては、日中サービス支援型指定共同生活援助により常時の支援体制を確保すること等により、地域生活への移行が可能となるようサービス提供体制を確保します。

④ 地域共生社会の実現に向けた取組

あらゆる住民が、「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、暮らしや生きがいとともに創り、高め合うことができる地域共生社会の実現に向け、地域住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組みづくりを支援します。

合わせて制度の縦割りを超えた柔軟なサービスの確保に取り組むとともに、地域ごとの地理的条件や地域資源の実態等を踏まえながら、包括的な支援体制の構築に取り組めます。

⑤ 障害児の健やかな育成のための発達支援

障害児が障害の疑いがある段階から身近な地域で支援できるように、障害児通所支援及び障害児相談支援、質の高い専門的な発達支援や通所支援が受けられるように、障害児福祉サービスの充実を図ります。

なお、障害児支援を行うに当たっては、障害児本人の最善の利益を考慮しながら、障害児の健やかな育成を支援することが重要です。障害児のライフステージに沿って、地域の保健、医療、障害福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目のない一貫した支援の提供体制を整備します。

⑥ 障害福祉人材の確保

障害福祉サービスの提供等を担う人材を確保するため、研修への参加、多種機関の連携の推進に取り組む、障害福祉の現場が働きがいのある魅力的な職場であることを多様な機関に積極的に周知してきます。

⑦ 障害のある人の社会参加を支える取組

障害のある人の社会参加を促進するため、多様なニーズを踏まえ、特に障害のある人の文化芸術活動の推進等を図ります。



3 基盤整備に関する基本的な視点

障害福祉サービスの基盤整備にあたっては、国の方針を踏まえ、以下の5つの基本的な視点に基づいて令和5年度の目標値を設定し、その達成に向けた障害福祉サービスの必要量を的確に見込み、その確保のための方策を定めることとされています。

本村の人口規模や整備基盤の状況を鑑みると、現時点における村内の基盤整備の方針にそぐわない項目もありますが、今後、当該サービスのニーズが生じる可能性も考えられるため、計画内に基本的な視点として掲げ、大月市、都留市、上野原市、道志村の圏域で対応していくこととします。

① 必要な訪問系サービスの保障

訪問系サービス（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護及び重度障害者等包括支援）の充実を図ります。

② 希望する日中活動系サービスの保障

希望する日中活動系サービス（生活介護、就労移行支援、就労継続支援、短期入所等）の充実を図ります。

③ グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の整備

地域における居住の場としてのグループホームの充実を図るとともに、自立生活援助、地域移行支援、地域定着支援、自立訓練事業等の推進により、福祉施設の入所や病院の入院から地域生活への移行を進めます。

④ 福祉施設から一般就労への移行等の推進

就労移行支援等の推進により、障害者の福祉施設から一般就労への移行を進めるとともに、福祉施設における雇用の場の拡大に努めます。

⑤ 強度行動障害や高次脳機能障害を有する障害者に対する支援体制の充実

強度行動障害や高次脳機能障害のある人に対して、障害福祉サービス等において適切な支援ができるよう、人材育成等を通じて支援体制の整備を図ります。

⑥ 依存症対策の推進

アルコールや薬物、ギャンブル等をはじめとする依存症対策については、依存症に対する誤解や偏見を解消するための関係職員に対する研修を実施し、幅広い普及啓発を図ります。また、相談機関や医療機関の周知と整備ならびに自助グループ等の当事者団体を活用した回復支援を推進します。

さらに、地域の様々な関係機関が密接に連携して、依存症である人とその家族に対する支援を行います。



4 成果目標

障害のある人の自立支援の観点から、入所施設及び病院から地域生活への移行や就労への支援等を推進していきます。国の基本指針に即し、近年の状況を踏まえ、令和5年度を目標年度として、以下に掲げる項目について、それぞれ成果目標を設定します。

(1) 福祉施設入所者の地域生活への移行

■成果目標の考え方

国の指針	<ul style="list-style-type: none"> ○令和元年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行することを基本とする。 ○令和元年度末時点の施設入所者数から1.6%以上削減することを基本とする。
------	---

■本村における成果目標

項目	数値	考え方
令和元年度末時点の施設入所者数	6人	○令和元年度末時点の施設入所者数(A)
令和5年度末時点の施設入所者数	5人	○令和5年度末時点の施設入所者数(B)
【目標値】 地域生活移行者数	1人 16.7%	○施設入所からグループホーム、一般住宅等へ移行した者の数(C) ○地域移行の割合(C/A×100)
【目標値】 入所者数削減見込	1人 16.7%	○入所者数削減見込(D=A-B) ○削減割合(D/A×100)

(2) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

■成果目標の考え方

国の指針	○令和5年度末までに、各市町村または各圏域に一つ以上の地域生活支援拠点等を確保し、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証、検討することを基本とする。
------	--

■本村における成果目標

項目	目標
地域生活支援拠点等の確保	1箇所(圏域)(都留市、大月市、上野原市、道志村)
年1回以上の運用検証	年1回(圏域)



(3) 福祉施設から一般就労への移行等

■成果目標の考え方

国の指針	<ul style="list-style-type: none"> ○就労移行支援事業等を通じて、令和5年度中に一般就労に移行する者が令和元年度の移行実績の1.27倍以上とすることを基本とする。 ○就労移行支援を通じて、令和5年度中に一般就労に移行する者が令和元年度の移行実績の1.30倍以上とすることを基本とする。 ○就労継続支援A型を通じて、令和5年度中に一般就労に移行する者が令和元年度の移行実績の1.26倍以上とすることを基本とする。 ○就労継続支援B型を通じて、令和5年度中に一般就労に移行する者が令和元年度の移行実績の1.23倍以上とすることを基本とする。 ○令和5年度において、就労移行支援事業等を通じて一般就労へ移行する者のうち、7割以上が就労定着支援事業を利用することを基本とする。 ○就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とすることを基本とする。
------	--

■本村における成果目標

○就労移行支援事業等を通じた一般就労移行者数(就労移行支援・就労継続支援A型/B型)

項目	就労移行者数 (令和元年度末)	目標値 (令和5年度末)	比率	国目標
就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者	0人/年	2人/年	一倍	1.27倍以上
就労移行支援を通じた一般就労移行者数	0人/年	1人/年	一倍	1.30倍以上
就労継続支援A型を通じた一般就労移行者数	0人/年	0人/年	一倍	1.26倍以上
就労継続支援B型を通じた一般就労移行者数	1人/年	1人/年	1倍	1.23倍以上

※本村には就労移行支援A型事業所はなく、今後も事業所が開設される予定はありません。

○就労移行支援事業等を通じて一般就労へ移行した者のうちの就労定着支援事業利用率

項目	目標値 (令和5年度末)	比率	国目標
就労移行支援事業等を通じ一般就労する移行者数	2人	100.0%	7割以上
就労移行支援事業等を通じ一般就労へ移行した者のうち、就労定着支援事業を利用している者数	2人		



○就労定着支援事業所の就労定着率

項目	数値	比率	国目標
就労定着支援事業所数 (令和元年度末)	0箇所	一倍	就労定着支援事業所 のうち、就労定着率が 8割以上の事業所の 割合が7割以上
令和5年度の就労定着率が8割 以上の事業所数	0箇所		

※本村には該当事業所はなく、今後も事業所が開設される予定はありません。



(4) 障害児支援の提供体制の整備等

■成果目標の考え方

国の指針	<ul style="list-style-type: none"> ○令和5年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1箇所以上設置することを基本とする(圏域での設置も可)。 ○令和5年度末までに、すべての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする(圏域での設置も可)。 ○令和5年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1カ所以上確保することを基本とする(圏域での確保も可)。 ○令和5年度末までに、各都道府県、各圏域及び市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関の協議の場を設けるとともに医療的ケア児コーディネーターの配置を基本とする(圏域での設置も可)
------	---

■本村における成果目標

項目	箇所数 (令和元年度末)	目標値 (令和5年度末)	備考
児童発達支援センターの設置数	0箇所	1箇所	圏域設置
保育所等訪問支援体制の構築数 (設置数)	0箇所	1箇所	圏域設置
重症心身障害児を支援する 発達支援事業所数	0箇所	1箇所	圏域設置
放課後等デイサービス 事業所数	0箇所	1箇所	圏域設置
医療的ケア児支援のための関係機 関の協議の場の設置数	0箇所	1箇所	圏域設置

※医療的ケア児コーディネーターの配置は、活動指標に掲載

(5) 相談支援体制の充実・強化

■成果目標の考え方

国の指針	○令和5年度末までに、市町村または圏域において、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制(基幹相談支援センター等の設置)を確保することを基本とする。
------	--

■本村における成果目標

項目	箇所数 (令和元年度末)	目標値 (令和5年度末)	備考
基幹相談支援センター等の設置 (村社会福祉協議会 相談支援事業所)	0箇所	1箇所	単独設置



(6) 障害福祉サービス等の質の向上を図るための取組に係る体制の構築

■成果目標の考え方

国の指針	○令和5年度末までに、都道府県や市町村において、障害福祉サービス等の質の向上を図るための取組に係る体制を構築することを基本とする。
------	---

■本村における成果目標

項目	目標値 (令和5年度末)	備考
各種研修への参加		障害福祉サービス等に係る各種研修の活用
障害者自立支援給付審査支払等システム等による審査結果	共有	障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有
指導監査結果を活用した取組		指導監査結果の関係市町村等と共有し活用した取組



第5章 サービス等の見込量と見込量確保のための方策

I 指定障害福祉サービス

I 訪問系サービス

見込み方:各種訪問系サービスに関しては、居宅介護(ホームヘルプ)のみの支援が可能となっています。他のサービスについては、村では提供体制がなく、また、第5期中も利用希望者は0人で、過去3年間においても利用者がいなかったことから、居宅介護も含め、第6期計画においても0人で見込んでいます。

① 居宅介護(ホームヘルプ)

ホームヘルパーが障害のある人などの居宅を訪問して、入浴、排せつ、食事などの介護、調理、洗濯、掃除などの家事、生活などに関する相談、助言、その他の生活全般にわたるサービスを行います。

② 重度訪問介護

重度の肢体不自由または重度の知的障害もしくは精神障害者で、常時介護を要する人が、居宅において入浴、排せつ、食事などの介護、調理、洗濯、掃除などの家事、生活などに関する相談、助言、その他の生活全般にわたる援助、外出時における移動中の介護を総合的に受けられるサービスです。

③ 同行援護

視覚障害により、移動に著しい困難がある人に対し、外出の同行、外出時に必要となる排せつ・食事等の援助、その他必要な支援(代筆・代読含む)を行います。

④ 行動援護

知的障害または精神障害により、行動上著しい困難を有する人に対し、行動するときの危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ、食事などの介護、その他行動する際に必要な援助が受けられるサービスです。

⑤ 重度障害者等包括支援

障害程度が重く、意思の疎通に著しい困難をともなう常時介護の必要性が著しく高い人並びに知的障害または精神障害により、行動上著しい困難を有する人に対して、居宅介護等の複数のサービスを包括的にを行います。



【第5期実績値と第6期見込値】

(月あたり)		第5期 【実績値:令和2年度は予測値】			第6期【見込値】		
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
居宅介護(ホームヘルプ) 重度訪問介護 同行援護 行動援護 重度障害者等 包括支援	実人数 (人)	0	0	0	0	0	0
	延べ時間 (時間分)	0	0	0	0	0	0

【見込量確保のための方策】

- 村で対応できるサービスは居宅介護(ホームヘルプ)のみですが、村のホームページや広報紙等により訪問系サービスについて周知を図るとともに、社会福祉協議会等と連携を図り、利用希望があった際はいつでも利用できる体制整備に努めます。
- 障害のある人やその家族及び障害者団体に対して、訪問系サービスの内容や事業所に関する情報提供の充実を図り、訪問系サービスの利用促進に努めます。
- 就業していないホームヘルパー資格等を持つ人や、地域の潜在的な人材を発掘し、サービス提供のための人材確保の支援に努めます。



II 日中活動系サービス

見込み方：村にはサービス事業所がないため、希望者は村外（県外を含む）で利用しています。見込値については、第5期の伸び率と村内の実態を勘案して算出しています。また、就労移行支援事業については、各年次の特別支援学校高等部卒業者のうち、就労希望者見込数を加算しています。

① 生活介護

障害支援区分が一定以上の常時介護を必要とする障害のある人が、支援施設等で主として昼間において、入浴、排せつまたは食事の介護、創作的活動、生産活動の機会の提供等を受けるサービスです。

【第5期実績値と第6期見込値】

(月あたり)		第5期 【実績値:令和2年度は予測値】			第6期【見込値】		
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
生活介護	実人数 (人)	5	5	5	5	5	5
	延べ日数 (人日分)	115	115	115	115	115	115

② 自立訓練(機能訓練)

病院を退院し、身体的リハビリテーションの継続や社会的リハビリテーションの実施が必要な身体障害者や、特別支援学校を卒業し、社会的リハビリテーションの実施が必要な身体障害者が、地域生活を営む上で必要な身体機能の維持・回復等のための訓練を受けるサービスです。利用期間が1年6か月と定められています。

【第5期実績値と第6期見込値】

(月あたり)		第5期 【実績値:令和2年度は予測値】			第6期【見込値】		
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
自立訓練 (機能訓練)	実人数 (人)	0	0	0	0	0	0
	延べ日数 (人日分)	0	0	0	0	0	0



③ 自立訓練(生活訓練)

病院や施設を退院・退所した人や、特別支援学校を卒業した人のうち、社会的リハビリテーションの実施が必要な知的障害者・精神障害者が、地域生活を営む上で必要な生活能力の維持・向上等のための訓練を受けるサービスです。利用期間が2年間(長期入院患者等は3年間)と定められています。

【第5期実績値と第6期見込値】

(月あたり)		第5期 【実績値:令和2年度は予測値】			第6期【見込値】		
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
自立訓練 (生活訓練)	実人数 (人)	1	1	1	1	1	1
	延べ日数 (人日分)	30	30	30	30	30	30

④ 就労移行支援

就労を希望する障害者に、生産活動、その他の活動の機会を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行うサービスです。標準の利用期間は2年間、資格取得を目的とする養成施設の場合は3年間または5年間です。

【第5期実績値と第6期見込値】

(月あたり)		第5期 【実績値:令和2年度は予測値】			第6期【見込値】		
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
就労移行支援	実人数 (人)	0	1	0	0	0	1
	延べ日数 (人日分)	0	11	0	0	0	8

⑤ 就労継続支援(A型)

通常の事業所に雇用されることが困難な障害者に、雇用契約等に基づいて就労、生産活動、その他の活動の機会を提供し、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等の支援を行うサービスです。

【第5期実績値と第6期見込値】

(月あたり)		第5期 【実績値:令和2年度は予測値】			第6期【見込値】		
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
就労継続支援 (A型)	実人数 (人)	0	0	0	0	0	0
	延べ日数 (人日分)	0	0	0	0	0	0



⑥ 就労継続支援(B型)

年齢、心身の状態、その他の事情により引き続き通常の事業所に雇用されることが困難になった人、就労移行支援によっても通常の事業所に雇用されるに至らなかった人、その他の通常の事業所に雇用されることが困難な障害のある人に、就労、生産活動、その他の活動の機会を提供し、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等の支援を行うサービスです。

【第5期実績値と第6期見込値】

(月あたり)		第5期 【実績値:令和2年度は予測値】			第6期【見込値】		
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
就労継続支援 (B型)	実人数 (人)	2	2	2	2	2	2
	延べ日数 (人日分)	46	17	28	28	25	23

⑦ 就労定着支援

就労定着に向けた支援を行うサービスです。就労移行支援等の利用を経て、一般就労へ移行した障害のある人で就労にともなう環境変化により生活面の課題が生じている人に対して、事業所・家族との連絡調整等の支援を一定の期間にわたり行います。

【第5期実績値と第6期見込値】

(月あたり)		第5期 【実績値:令和2年度は予測値】			第6期【見込値】		
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
就労定着支援	実人数 (人)	0	0	0	0	0	1

⑧ 療養介護

医療を要する障害のある人であって常時介護を要する人について、主として昼間に病院等において行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活の世話等を行うサービスです。

【第5期実績値と第6期見込値】

(月あたり)		第5期 【実績値:令和2年度は予測値】			第6期【見込値】		
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
療養介護	実人数 (人)	0	0	0	0	0	0



⑨ 短期入所(ショートステイ)

居宅における介護者の疾病、その他の理由により、施設への短期間の入所を必要とする障害のある人が施設に短期間入所し、入浴、排せつ及び食事の介護等を受けるサービスです。障害者支援施設において実施する福祉型と、病院、診療所、介護老人保健施設において実施する医療型があります。

【第5期実績値と第6期見込値】

(月あたり)			第5期 【実績値:令和2年度は予測値】			第6期【見込値】		
			平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
短期入所 (ショートステイ)	実人数 (人)	福祉型	1	1	1	1	1	1
		医療型	0	0	0	0	0	0
	延べ日数 (人日分)	福祉型	3	5	5	5	13	13
		医療型	0	0	0	0	0	0

【見込量確保のための方策】

- 村にはサービス事業所がないため、希望者は村外(県外を含む)で利用しています。村のホームページや広報紙等により日中活動系サービスについて周知を図るとともに、社会福祉協議会等と連携を図り、実施主体の確保に努めます。
- 富士・東部圏域での退院促進事業を推進して、精神障害者の地域移行及び就労移行を図ります。
- 日中活動系サービスの一部は、利用期間が定められているため、期限前に案内を送付するなど、途切れることなく他のサービスによる支援が受けられる体制の構築に努めます。
- 就労移行支援等における利用者の働く場の創出のため、民間企業・事業所に対して、法定雇用率や障害者雇用に関する各種助成制度の活用、税制上の優遇措置などの継続的な周知に努めます。
- 虐待防止のための緊急避難や介護者の高齢化による緊急保護を必要とする場合などに備え、緊急時に利用できる施設との連携を図ります。
- 医療援助等のニーズに対応したサービスが行えるよう、努めます。



Ⅲ 居住系サービス

見込み方：居住系サービスの利用者数は、現状の利用者と、住民の年齢、障害の程度等の実態から見込んでいます。

① 自立生活援助

第6期計画において、新たに創設された地域生活を支援するサービスです。施設入所やグループホーム等を利用していただいていた障害のある人で、ひとり暮らしへ移行した人を対象に、定期的に居宅を訪問し、日常生活に課題がないか等の確認を行い、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行います。

【第5期実績値と第6期見込値】

(月あたり)		第5期 【実績値:令和2年度は予測値】			第6期【見込値】		
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
自立生活援助	実人数 (人)	0	0	0	0	0	0

② 共同生活援助(グループホーム)

家事等の日常生活上の支援、日常生活における相談支援や関係機関との連絡調整など必要なサービスを提供します。

【第5期実績値と第6期見込値】

(月あたり)		第5期 【実績値:令和2年度は予測値】			第6期【見込値】		
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
共同生活援助 (グループホーム)	実人数 (人)	1	1	2	3	3	3

③ 施設入所支援

施設に入所する障害のある人が、主として夜間において、入浴、排せつまたは食事の介護等を受けるサービスです。

【第5期実績値と第6期見込値】

(月あたり)		第5期 【実績値:令和2年度は予測値】			第6期【見込値】		
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
施設入所支援	実人数 (人)	5	5	5	5	5	5

【見込量確保のための方策】

- 居住系サービスの施設整備は、本村単独では非常に難しいため、県及び近隣市町村と協議しながら推進・調整していきます。



- 入所者の決定の際には、家族等の介護や居宅サービスによる支援だけでは地域生活が困難であり、施設入所支援の必要性・緊急性が高い障害のある人を優先します。
- 施設職員の資質のさらなる向上を目的に、県や関係機関等で実施する研修会等への積極的な参加促進を図ります。
- 障害のある人の虐待防止・差別解消に関して、圏域内の市町村や利用者等との協議のもと、施設処遇の改善に努めます。また、入所者の人権尊重を基本とした生活の向上を図ります。



IV 相談支援

見込み方: サービスを利用する可能性が高いと思われる対象者を個別に想定し、算出しています。

① 計画相談支援

障害福祉サービスを利用するすべての障害のある人を対象に、障害福祉サービスを利用するにあたって必要となるサービス等利用計画を作成するとともに、定期的にサービス等の利用状況を検証します。

② 地域移行支援

障害者支援施設等に入所している障害のある人または精神科病院に入院している精神障害者を対象に、住居の確保、その他の地域生活に移行するための活動に関する相談、その他の必要な支援を行います。

③ 地域定着支援

家庭の状況等により、自宅において同居している家族による支援を受けられない障害のある人等を対象に、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急事態等に相談、その他必要な支援を行います。

【第5期実績値と第6期見込値】

(月あたり)		第5期 【実績値:令和2年度は予測値】			第6期【見込値】		
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
計画相談支援	実人数 (人)	2	2	2	3	3	3
地域移行支援	実人数 (人)	0	0	0	0	0	1
地域定着支援	実人数 (人)	0	0	0	0	0	1

【見込量確保のための方策】

- サービス等利用計画作成対象者の増加に今後も対応するため、継続的な指定特定相談支援事業者の確保に努めます。
- 入院患者の退院者及び福祉施設からの退所者が、地域生活にスムーズに移行できるよう、重点的に支援します。



V 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

国の基本指針では、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を一層推進するため、精神障害者の精神病床から退院後 1 年以内の地域における平均生活日数、精神病床における 1 年以上の長期入院患者数、早期退院率に関する目標を各都道府県で設定することとなっています。

本村では、精神障害者が地域で安心して暮らせるよう、保健、医療及び福祉関係者等複数の関係者で構成する協議の場を設置し、重層的な連携による支援体制の構築に取り組みます。

○協議の場

	第6期【見込値】		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
開催回数(回)	1	1	1
保健、医療及び福祉関係者の参加者数(人)	18	18	18
協議の場における目標設定数(項目)	3	3	3
評価の実施回数(回)	1	1	1

【見込量確保のための方策】

- 東部圏域自立支援協議会の地域生活部会のメンバーを主構成員とし、現状や課題の共有、目標設定、評価を行います。

VI 相談支援体制の充実・強化のための取組

障害の種別や各種ニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援の実施に向けた取組を行います。

○相談支援体制の充実・強化

	第6期【見込値】		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
障害の種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援(回)	0	0	1
地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言(件)	0	0	1
地域の相談支援事業者の人材育成の支援(件)	0	0	1
地域の相談機関との連携強化の取組の実施(回)	0	0	1

- 令和5年度末までに村社会福祉協議会の相談支援事業所にて総合的・専門的な相談支援に取り組みます。

2 地域生活支援事業

I 地域生活支援事業の概要

【目的】

障害者総合支援法第77条に規定されており、障害のある人が地域で自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、地域の特性やサービスを利用する人の状況に応じた柔軟な形態による事業を、効率的・効果的に実施することを目的としています。

【事業内容】

地域生活支援事業には、実施しなければならない必須事業と、自治体の判断で実施することができる任意事業とがあります。本村においては、必須事業のみ実施していきます。任意事業については、今後のニーズの変化を見守りつつ、必要になった場合には、その事業の実施について改めて検討します。

本村で地域生活支援事業として、実施する事業は次のとおりです。

必須事業	<ul style="list-style-type: none"> ① 理解促進研修・啓発事業 ② 自発的活動支援事業 ③ 相談支援事業 ④ 成年後見制度利用支援事業 ⑤ 成年後見制度法人後見支援事業 ⑥ 意思疎通支援事業 ⑦ 日常生活用具給付等事業 ⑧ 手話奉仕員養成研修事業 ⑨ 移動支援事業 ⑩ 地域活動支援センター事業
------	--

【費用負担】

地域生活支援事業に係る費用は、国が1/2、都道府県が1/4、市町村が1/4を負担します。また、実施主体である市町村の判断で利用料（利用者の負担）を求めることができます。

見込み方：これまでの利用実績を基に、新たにサービスが必要になるとと思われる人数を加えて、算出しました。

II 必須事業

① 理解促進研修・啓発事業

障害のある人等が日常生活や社会生活を営む上で生じる“社会的障壁”を除去するため、障害のある人等の理解を深めるための研修・啓発を通じて地域住民への働きかけを強化します。

② 自発的活動支援事業

障害のある人等が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、障害のある人やその家族、地域住民などが地域において自発的に行う活動（災害対策、孤立防止活動、ボランティア活動など）を支援します。

③ 相談支援事業

障害のある人やその家族等のさまざまな相談に応じ、必要な情報の提供や助言を行います。また、障害のある人に対する虐待の防止や早期発見のための関係機関との連絡調整、権利擁護のための必要な援護を行います。

(1) 障害者相談支援事業

障害のある人やその家族等の保健福祉に対する相談支援事業を充実し、障害福祉サービスなどの必要な情報の提供と利用の援助、専門のサービス提供機関の紹介を行います。また、虐待の防止や早期発見のための体制を整え、関係機関と連絡調整を行い、障害のある人の権利擁護のための必要な援助を行います。

(2) 地域自立支援協議会（東部圏域自立支援協議会）

相談支援事業の中立・公平な実施を図るため、東部圏域自立支援協議会を運営し、相談支援業務の運営評価、支援困難事例の対応方法の検討、地域の関係機関の連携強化等、共通課題について連携して対応します。

(3) 基幹相談支援センター等機能強化事業

市町村における相談支援事業が適正かつ円滑に実施されるよう、一般的な相談支援事業に加え、特に必要と認められる能力を有する専門職員を基幹相談支援センター等に配置することや、基幹相談支援センター等が地域における相談支援事業者等に対する専門的な指導・助言、情報収集・提供、人材育成の支援、地域移行に向けた取組等を実施することにより、相談支援機能の強化を図ります。

(4) 住宅入居等支援事業（居住サポート事業）

民間賃貸住宅（アパート、一戸建て等）及び公営住宅への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由により入居が困難な障害のある人に対し、入居に必要な調整等に係る支援を行うとともに、家主等への相談・助言を通じて障害のある人の地域生活を支援します。

④ 成年後見制度利用支援事業

自分で的確に判断のできない人の財産管理や福祉サービスの契約等において、後見人等の援助を受けられるよう、本人に代わって家庭裁判所に後見人等選任のため、申立ての手続きを行います。また、費用の負担をすることが困難と認められる人に対し、審判の請求に係る費用及び後見人への報酬の助成を行います。

⑤ 成年後見制度法人後見支援事業

法人後見とは、社会福祉法人や社団法人、NPOなどの法人が成年後見人、保佐人もしくは補助人になり、親族等が個人で成年後見人等に就任した場合と同様に、判断能力が不十分な人の保護・支援を行います。

⑥ 意思疎通支援事業

聴覚、言語機能、音声機能、視覚、その他の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある人のために、手話通訳者や要約筆記者の派遣や、点訳、代筆、代読、音声訳による支援などを行います。

⑦ 日常生活用具給付等事業

重度障害者等に対し、日常生活上の便宜を図るため、利用者が容易に使用可能な実用性のある用具を給付・貸与します。

- ◆介護・訓練支援用具：身体介護を支援する用具
(特殊寝台、特殊マット、特殊尿器、入浴担架、体位変換器など)
- ◆自立生活支援用具：入浴・食事・移動等の自立生活を支援する用具
(入浴補助用具、特殊便器、電磁調理器、聴覚障害者用屋内信号装置など)
- ◆在宅療養等支援用具：在宅療養等を支援する用具
(透析液加温器、ネブライザー、電気式たん吸引器、パルスオキシメーターなど)
- ◆情報・意思疎通支援用具：情報収集、意思伝達や意思疎通等を支援する用具
(携帯用会話補助装置、点字器、聴覚障害者用通信装置、人工喉頭など)
- ◆排せつ管理支援用具：排せつ管理を支援する用具(ストーマ装置、紙おむつ、収尿器)
- ◆居宅生活動作補助用具：居宅生活動作等を円滑にする用具で、設置に小規模な住宅改修を伴うもの(住宅改修費)

⑧ 手話奉仕員養成研修事業

聴覚障害者との交流活動の促進のために、市町村の広報活動などの支援者として期待される手話奉仕員(日常会話程度の手話表現技術を取得した人)の養成研修を行います。

⑨ 移動支援事業

屋外での移動が困難な障害のある人に対して、個別または複数での利用の支援を図り、社会生活上必要な外出や余暇活動等といった社会参加のための外出の支援サービスを提供します。

⑩ 地域活動支援センター事業

障害のある人等が地域活動支援センターに通所し、創作的活動、生産活動及び相談等を通じて、自立と社会参加の促進を図るとともに、家庭における介護の負担を軽減します。

地域生活支援事業の第5期実績値

事業名	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	利用延べ件数		利用延べ件数		利用延べ件数	
① 理解促進研修・啓発事業 ※実施の有無を記載	無		無		無	
② 自発的活動支援事業 ※実施の有無を記載	無		無		無	
③ 相談支援事業						
障害者相談支援事業	147		124		120	
地域自立支援協議会	有		有		有	
基幹相談支援センター等機能強化事業	0		0		0	
住宅入居等支援事業(居住サポート事業)	0		0		0	
④ 成年後見制度利用支援事業	0		0		0	
⑤ 成年後見制度法人後見支援事業 ※実施の有無を記載	無		無		無	
⑥ 意思疎通支援事業	4		1		0	
⑦ 日常生活用具給付等事業						
介護・訓練支援用具	0		0		0	
自立生活支援用具	0		0		0	
在宅療養等支援用具	0		1		0	
情報・意思疎通支援用具	1		0		0	
排せつ管理支援用具	5		6		6	
居宅生活動作補助用具(住宅改修費)	0		0		1	
⑧ 手話奉仕員養成研修事業 ※養成研修終了者数を記載	0		0		0	
⑨ 移動支援事業 ※実利用者数、延べ利用時間数の順に記載	0	0	0	0	0	0
⑩ 地域活動支援センター事業 ※実利用者数、延べ利用日数/月の順に記載 他市町村施設利用を含む	0	0	0	0	0	0

地域生活支援事業の第6期見込値

事業名		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		利用延べ件数		利用延べ件数		利用延べ件数	
①	理解促進研修・啓発事業 ※実施の有無を記載	無		無		無	
②	自発的活動支援事業 ※実施の有無を記載	無		無		無	
③	相談支援事業						
	障害者相談支援事業	120		120		120	
	地域自立支援協議会	有		有		有	
	基幹相談支援センター等機能強化事業	0		0		0	
	住宅入居等支援事業(居住サポート事業)	0		0		0	
④	成年後見制度利用支援事業	0		0		1	
⑤	成年後見制度法人後見支援事業 ※実施の有無を記載	無		無		無	
⑥	意思疎通支援事業	5		5		5	
⑦	日常生活用具給付等事業						
	介護・訓練支援用具	1		1		1	
	自立生活支援用具	1		1		1	
	在宅療養等支援用具	1		1		1	
	情報・意思疎通支援用具	1		0		1	
	排せつ管理支援用具	6		6		6	
	居宅生活動作補助用具(住宅改修費)	1		0		1	
⑧	手話奉仕員養成研修事業 ※養成研修終了者数を記載	0		0		0	
⑨	移動支援事業 ※実利用者数、延べ利用時間数の順に記載	1	12	1	12	1	12
⑩	地域活動支援センター事業 ※実利用者数、延べ利用日数/月の順に記載 他市町村施設利用を含む	0	0	0	0	0	0

【地域生活支援事業見込量確保のための方策】

- 地域生活支援事業の内容や利用方法等を広く周知し、利用しやすい体制づくりに努めます。
- 東部圏域自立支援協議会では、地域課題の解決に向けた検討を行うとともに、より地域住民の参画が得られるようにしていきます。
- 成年後見制度の幅広い広報活動を実践し、当該事業の利用が必要な方の把握に努め、利用の促進を図ります。
- 障害のある人の自立・社会参加を図るため、地域活動支援センターの利用促進を働きかけていきます。

3 障害児支援【第2期障害児福祉計画】

見込み方：子どもの年齢を勘案しながら、発達支援、放課後等デイサービスを利用する方を確認し、年齢推移による見込値を設定しています。

I 障害児通所支援

① 児童発達支援

集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる未就学の障害のある児童について、日常生活における基本的な動作の指導、知的技能の付与及び集団生活への適応訓練等の支援を行います。

【第1期実績値と第2期見込値】

(月あたり)		第1期 【実績値:令和2年度は予測値】			第2期【見込値】		
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
児童発達支援	実人数 (人)	0	2	3	3	4	4
	延べ日数 (人日分)	0	15	24	24	32	32

② 医療型児童発達支援

肢体不自由があり、理学療法等の機能訓練または医療的管理下での支援が必要と認められた障害のある児童について、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与及び集団生活への適応訓練等を行うとともに、治療も行います。

【第1期実績値と第2期見込値】

(月あたり)		第1期 【実績値:令和2年度は予測値】			第2期【見込値】		
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
医療型 児童発達支援	実人数 (人)	0	0	0	0	0	0
	延べ日数 (人日分)	0	0	0	0	0	0

③ 放課後等デイサービス

学校就学中の発達に課題のある子どもに対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力の維持・向上のための訓練を行います。

【第1期実績値と第2期見込値】

(月あたり)		第1期 【実績値:令和2年度は予測値】			第2期【見込値】		
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
放課後等 デイサービス	実人数 (人)	0	1	1	1	1	1
	延べ日数 (人日分)	0	5	5	5	5	5

④ 保育所等訪問支援

発達に課題のある子どもが通う保育所等を訪問し、他の児童との集団生活への適応のための専門的な支援等を行います。

【第1期実績値と第2期見込値】

(月あたり)		第1期 【実績値:令和2年度は予測値】			第2期【見込値】		
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
保育所等 訪問支援	実人数 (人)	0	0	0	0	0	1
	延べ日数 (人日分)	0	0	0	0	0	1

⑤ 居宅訪問型児童発達支援

居宅訪問により児童の発達支援を提供するサービスです。重度の障害等の状態にあり、通所支援を利用するために外出することが著しく困難な児童を対象に、居宅を訪問して日常生活における基本的な動作の指導等を行います。

【第1期実績値と第2期見込値】

(月あたり)		第1期 【実績値:令和2年度は予測値】			第2期【見込値】		
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
居宅訪問型 児童発達支援	実人数 (人)	0	0	0	0	0	0
	延べ日数 (人日分)	0	0	0	0	0	0

II 障害児相談支援**① 障害児相談支援**

障害のある児童が、障害福祉サービスを利用するため、児童の心身の状況や環境、児童またはその保護者のサービス利用についての意向等に基づいた障害児支援利用計画の作成とサービスの利用状況の検証及び計画の見直し等を行います。

【第1期実績値と第2期見込値】

(月あたり)		第1期 【実績値:令和2年度は予測値】			第2期【見込値】		
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
障害児相談支援	実人数 (人)	0	2	2	2	3	3

② 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの設置

各都道府県、各圏域及び各市町村において、医療的ケア児等の支援調整を行うコーディネーターを配置します。

【第1期実績値と第2期見込値】

(月あたり)		第1期 【実績値:令和2年度は予測値】			第2期【見込値】		
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
医療的ケア児支援 調整コーディネーター	配置人数 (人)	0	0	0	1	1	1

○ パARENTトレーニング等支援プログラムの導入の実施

第2期から見込量を設定して取り組む事業です。発達障害の児童や、発達障害が疑われる児童の保護者に対して、具体的な対応、接し方等について学ぶための支援を行います。

【第2期見込値】

(年あたり)		第2期【見込値】		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
支援プログラム等	受講者数(人)	1	1	1
ペアレントメンター	受講者数(人)	1	1	1
ピアサポート	開催数(回)	1	1	1

※ペアレントトレーニング : 子どもの行動変容を目的として、親がほめ方や指示などの具体的な養育スキルを獲得することを目指したトレーニング。親が日常で子どもに適切にかかわることができるようになることで、子どもの行動改善や発達促進が期待できます。

※ペアレントメンター : 自らも発達障害のある子育てを経験し、かつ相談支援に関する一定のトレーニングを受けた親を指します。

※ピアサポート : 同じ症状や悩みを持ち、同じような立場にある仲間が、体験を語り合い、回復を目指す取り組みです。

【障害児通所支援及び障害児相談支援等の見込量確保のための方策】

- 保育所、小学校等と連携し、発達障害児やその疑いがある児童を確認しながら、保護者の支援につなげます。
- 障害児の環境、身体の状態に合わせ、障害児通所支援の利用に関する意向やその他の事情を勘案した「障害児支援利用計画案」の作成に向け、関係機関と連携し、サービス提供体制の整備に努めます。また、ライフステージにおいて自立等の生活環境が変化する節目を見据え、中長期的視点に立った継続した支援を行います。
- 医療的ケア児者とその家族が抱える課題は多分野にわたり、必要なサービスも多岐にわたるため、個々の発達段階に応じた支援ができるよう各関係者、関係機関との調整を行います。
- 障害児の保護者、障害が疑われる子どもの保護者に対し、適切な対応が可能になるよう、ペアレントトレーニング等の支援プログラムを実施します。



第6章 計画の推進に向けて

1 計画の推進体制

本計画については、村のホームページ等を通じて公表する等、計画内容の周知に努め、村民や障害者支援に関わる人々との共通理解を基盤として計画の推進を図っていきます。

また、本計画を推進し、障害のある人が住み慣れた地域で共に生活し、活動できる共生社会を実現していくためには、役場の全庁的な推進体制を整備していくことはもちろんのこと、村民をはじめ、障害者団体、ボランティア団体、社会福祉協議会、民生委員・児童委員等の多くの地域関係団体の参加と行動が不可欠です。これらの関係団体と相互に連携を図り、計画の推進に努めます。

さらに、障害福祉施策に関する法や制度の見直しに関して、国や県の課題については、圏域内の市町村との連携のもと、積極的に提言や要望を行っていくとともに、障害福祉に関する予算の確保については、国や県に引き続き要望していきます。

2 計画の進捗状況の管理と評価

本計画の着実な実行に向け、計画の進捗状況・実績について把握し、必要に応じて当該施策・事業の必要性等について関係機関と協議します。さらに、社会情勢やニーズの変化に伴う新しい課題に対応するため、PDCAサイクルに基づき、年に1回見込量に関する達成率等について評価を行い、その結果に基づいて所要の対策を実施していきます。





■ 資料編

1 道志村 障害者計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 障害者基本法(昭和45年法律第84号)第11条第3項の規定に基づく障害者計画、障害者総合支援法(平成17年法律第123号)第88条第1項の規定に基づく障害福祉計画、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第33条20の規定に基づく障害児福祉計画を策定し、障害児者に関する施策の総合的かつ計画的な検討及び推進を図るため、道志村障害者計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について調査及び検討を行う。

- (1) 障害者計画策定に関する事項
- (2) 障害福祉計画策定に関する事項
- (3) 障害児福祉計画に関する必要な事項
- (4) その他目的達成に必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから村長が委嘱する。

- (1) 障害者団体の代表
- (2) 施設の代表者
- (3) 学識経験者
- (4) 住民の代表
- (5) 福祉、保健等に関する事業に従事する者

(任期)

第4条 委員の任期は、第2条に定める所掌事務が終了するまでの間とする。

2 各種団体の役職により委嘱を受けた委員については、その役職の任期が終了した場合、後任に引き継ぎ、任期は前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会は、委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、策定委員会の議長となる。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、住民健康課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年12月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の公布後、最初の委員会の会議は、第6条第1項の規定に関わらず、村長が招集する。



2 道志村 障害者計画策定委員会 委員名簿

令和2年12月1日現在

委員の定数及び任期		定数:10名以内 任期:計画期間終了まで
役職名	氏名	職等
委員長	出羽 和平	道志村議会議長
副委員長	山口 光美	道志村民生委員会長
	一瀬 裕史	道志村医科診療所医師
	水越 三弘	道志村歯科診療所医師
	佐藤 ひさよ	障害者福祉会長
	杉本 源子	住民の代表
	出羽 公昭	ボランティア連絡協議会長
	坂本 雅央	(福祉事業所関係) 道志茶屋
	山口 宏予	(保健等事業所関係) 富士北麓訪問看護ステーション
	佐藤 典子	道志村社会福祉協議会



3 道志村 第2次障害者計画および第6期障害福祉計画 ・第2期障害児福祉計画策定経緯

実施年月日	策定経過
令和2年9月9日～ 令和2年9月24日	道志村障害福祉推進のための実態調査(アンケート)の実施
令和2年10月12日	山梨県との計画策定に関する協議
令和2年12月21日	道志村第2次障害者福祉計画 及び第6期・第2期障害福祉計画策定委員会 ・村長より諮問 ・計画素案の審議
令和3年1月25日～ 令和3年2月12日	パブリックコメントの実施 ・提出された意見 0件
令和3年3月16日	道志村第2次障害者福祉計画 及び第6期・第2期障害福祉計画策定委員会 ・計画案の審議
令和3年3月19日	・村長へ答申

道 志 村
第2次障 害 者 計 画
第6期障害福祉計画
第2期障害児福祉計画

令和3年3月

道志村 住民健康課

山梨県南都留郡道志村 6181-1

TEL:0554-52-2113/FAX:0554-52-2572